

由布市告示第14号

平成23年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成23年2月18日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成23年2月25日
 - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 鷺野 弘一君 | 廣末 英徳君 |
| 甲斐 裕一君 | 長谷川建策君 |
| 二ノ宮健治君 | 小林華弥子君 |
| 高橋 義孝君 | 新井 一徳君 |
| 佐藤 郁夫君 | 佐藤 友信君 |
| 溝口 泰章君 | 西郡 均君 |
| 太田 正美君 | 佐藤 正君 |
| 田中真理子君 | 利光 直人君 |
| 工藤 安雄君 | 生野 征平君 |
| 佐藤 人已君 | 渕野けさ子君 |

○応招しなかった議員

久保 博義君

平成23年 第1回（定例）由布市議会会議録（第1日）

平成23年2月25日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成23年2月25日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第11 議案第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第12 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第13 議案第4号 由布市暴力団排除条例の制定について
- 日程第14 議案第5号 由布市消防長の任命資格を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第6号 由布市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第7号 由布市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第8号 由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第9号 由布市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第10号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第11号 由布市妊婦健康診査特別対策基金条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第13号 由布市子育て支援特別対策基金条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 由布市準用河川占用料徴収条例の一部改正について

- 日程第24 議案第15号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第25 議案第16号 由布市公園条例の一部改正について
- 日程第26 議案第17号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第27 議案第18号 由布市みことピア条例の一部改正について
- 日程第28 議案第19号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第20号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第21号 由布市中学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第22号 由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第23号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第24号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第25号 市道路線の認定（尾足線）について
- 日程第35 議案第26号 市道路線の認定（参宮線）について
- 日程第36 議案第27号 市道路線の認定（龍原本村線）について
- 日程第37 議案第28号 市道路線の認定（大龍横井出下線）について
- 日程第38 議案第29号 市道路線の認定（朝原赤仁田線）について
- 日程第39 議案第30号 市道路線の認定（谷村鶴竜王平線）について
- 日程第40 議案第31号 市道路線の認定（竜王平芝尾線）について
- 日程第41 議案第32号 佐伯市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議
について
- 日程第42 議案第33号 豊後大野市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する
協議について
- 日程第43 議案第34号 平成22年度由布市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第44 議案第35号 平成22年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第45 議案第36号 平成22年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第46 議案第37号 平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第47 議案第38号 平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第48 議案第39号 平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第49 議案第40号 平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第50 議案第41号 平成22年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第51 議案第42号 平成23年度由布市一般会計予算
- 日程第52 議案第43号 平成23年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第53 議案第44号 平成23年度由布市老人保健特別会計予算

- 日程第54 議案第45号 平成23年度由布市介護保険特別会計予算
日程第55 議案第46号 平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
日程第56 議案第47号 平成23年度由布市簡易水道事業特別会計予算
日程第57 議案第48号 平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
日程第58 議案第49号 平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
日程第59 議案第50号 平成23年度由布市公共下水道事業特別会計予算
日程第60 議案第51号 平成23年度由布市水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 市長の施政方針
日程第5 請願・陳情について
日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
日程第7 報告第2号 専決処分の報告について
日程第8 報告第3号 専決処分の報告について
日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第10 議案第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第11 議案第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第12 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
日程第13 議案第4号 由布市暴力団排除条例の制定について
日程第14 議案第5号 由布市消防長の任命資格を定める条例の制定について
日程第15 議案第6号 由布市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
日程第16 議案第7号 由布市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第8号 由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
日程第18 議案第9号 由布市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
日程第19 議案第10号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第20 議案第11号 由布市妊婦健康診査特別対策基金条例の一部改正について

- 日程第21 議案第12号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第13号 由布市子育て支援特別対策基金条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 由布市準用河川占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第24 議案第15号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第25 議案第16号 由布市公園条例の一部改正について
- 日程第26 議案第17号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第27 議案第18号 由布市みことピア条例の一部改正について
- 日程第28 議案第19号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第20号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第21号 由布市中学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第22号 由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第23号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第24号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第25号 市道路線の認定（尾足線）について
- 日程第35 議案第26号 市道路線の認定（参宮線）について
- 日程第36 議案第27号 市道路線の認定（龍原本村線）について
- 日程第37 議案第28号 市道路線の認定（大龍横井出下線）について
- 日程第38 議案第29号 市道路線の認定（朝原赤仁田線）について
- 日程第39 議案第30号 市道路線の認定（谷村鶴竜王平線）について
- 日程第40 議案第31号 市道路線の認定（竜王平芝尾線）について
- 日程第41 議案第32号 佐伯市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議
について
- 日程第42 議案第33号 豊後大野市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する
協議について
- 日程第43 議案第34号 平成22年度由布市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第44 議案第35号 平成22年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第45 議案第36号 平成22年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第46 議案第37号 平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第47 議案第38号 平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第48 議案第39号 平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第49 議案第40号 平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第50 議案第41号 平成22年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）

- 日程第51 議案第42号 平成23年度由布市一般会計予算
日程第52 議案第43号 平成23年度由布市国民健康保険特別会計予算
日程第53 議案第44号 平成23年度由布市老人保健特別会計予算
日程第54 議案第45号 平成23年度由布市介護保険特別会計予算
日程第55 議案第46号 平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
日程第56 議案第47号 平成23年度由布市簡易水道事業特別会計予算
日程第57 議案第48号 平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
日程第58 議案第49号 平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
日程第59 議案第50号 平成23年度由布市公共下水道事業特別会計予算
日程第60 議案第51号 平成23年度由布市水道事業会計予算
-

出席議員（20名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 鷺野 弘一君 | 2番 廣末 英徳君 |
| 3番 甲斐 裕一君 | 4番 長谷川建策君 |
| 5番 二ノ宮健治君 | 6番 小林華弥子君 |
| 7番 高橋 義孝君 | 8番 新井 一徳君 |
| 9番 佐藤 郁夫君 | 10番 佐藤 友信君 |
| 11番 溝口 泰章君 | 12番 西郡 均君 |
| 13番 太田 正美君 | 14番 佐藤 正君 |
| 15番 田中真理子君 | 16番 利光 直人君 |
| 19番 工藤 安雄君 | 20番 生野 征平君 |
| 21番 佐藤 人已君 | 22番 渕野けさ子君 |
-

欠席議員（1名）

- 17番 久保 博義君
-

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 局長 長谷川澄男君 | 書記 江藤 尚人君 |
| 書記 馬見塚量治君 | |
-

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------------|--------|----------|--------|
| 市長 | 首藤 奉文君 | 副市長 | 清水 嘉彦君 |
| 教育長 | 清永 直孝君 | 総務部長 | 野上 安一君 |
| 総務課長 | 佐藤 式男君 | 財政課長 | 秋吉 孝治君 |
| 総合政策課長 | 相馬 尊重君 | 契約管理課長 | 渡辺 定君 |
| 監査・選管事務局長 | 佐藤 忠由君 | 会計管理者 | 工藤 浩二君 |
| 産業建設部長 | 佐藤 省一君 | 健康福祉事務局長 | 河野 隆義君 |
| 環境商工観光部長 | 溝口 博則君 | | |
| 環境商工観光部参事兼産業廃棄物対策課長 | | | 加藤 康男君 |
| 挾間振興局長 | 目野 直文君 | 庄内振興局長 | 服平 志朗君 |
| 湯布院振興局長 | 古長 雅典君 | 教育次長 | 島津 義信君 |
| 消防長 | 平松十四生君 | 代表監査委員 | 佐藤 健治君 |

午前10時03分開会

○議長（刈野けさ子君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成23年第1回由布市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には公私ともに何かと御多忙のところ、御出席をいただきありがとうございます。

開会に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

ついこの前、正月とと思っていましたが、いつの間にか1月も過ぎ、2月も残すところ3日余りということで、改めて月日のたつ速さに驚いているところでございます。

さて、ことしの冬は近年にない寒さで、市内の一部の地域では、水道管の破裂や凍結防止による出水などで貯水タンクの水量が減少し、渇水対策本部を設置するなどの事態が生じましたが、立春を過ぎ3月も間近になったこの時期を迎え、さすがに春めいてきた感がいたします。

昨日は、病気加療中の久保議員をお見舞いに行ってきました。日一日と回復されているようにお見受けされましたが、まだまだ養生が大切だと思いますので、あせらずにじっくり治療に専念していただくようお願いしてきたところでございます。

また、恒例となりました県内一周駅伝も、本日が最終日です。我が由布市チームの最後まででの健闘を期待しているところです。

さて、日出生台演習場で行われていた米海兵隊実弾射撃訓練が終了し、今月の19日にはすべてが撤収したことから、市民の安心・安全に全力を挙げてくださいました消防団湯布院方面隊や、地元自治区などの関係者並びに市職員各位に深く感謝の意を表します。

それから、先般第8回となりますOAB大分ふるさとCM大賞が大分市で開催され、審査の結

果、由布市の作品が見事念願の大賞を受賞されたということで、関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、この受賞で由布市のさらなるPRが図られることを、大変うれしく思っております。

11月には、国内最高峰のCMの祭典にも、この作品が出品されるということでありますので、この祭典でもぜひよい結果が出ますようお祈り申し上げます。

さて、今定例会では、報告3件、諮問1件、議案51件が提案されておりますが、今回は平成23年度の由布市当初予算を決定する重要な定例会であります。このようなことから、審議に当たって議案数も多く、議員の皆様には大変御苦勞をおかけいたしますが、慎重なる御審議をよろしくお願い申し上げます。

なお、審議説明等に当たっては、スムーズな進行に努められますように、執行部にお願いしておきたいと思っております。

以上、開会に当たって私からのあいさつとさせていただきます。

それでは、本定例会の開会に当たり、招集者であります市長よりあいさつをいただきます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成23年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私ともに大変お忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

「記録的な」という言葉が日常的になるほどでありました昨年夏の猛暑に続きまして、この冬はとりわけ厳しい寒さでありましたが、穏やかな春の訪れを感じるようになりましたきょうこのごろでございます。

議員皆様におかれましては、市民の幸せと由布市発展のために常日ごろから議員活動に精励されておられますことに、心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第であります。

心安らかな年になりますことを祈りました年明けでありましたが、新燃岳の噴火に続きまして、大分県内でもウイルスが検出されました高病原性鳥インフルエンザの発生、そして遠くではニュージーランドでの大地震と立て続けに災害が発生をしております。

幸いなことに、由布市におきましては、市民の生活を脅かす災害は発生しておりませんが、こうした事案にかかわらず、有事の際には迅速な対応がとれますよう、危機管理体制を万事整えておかねばならないと強く心にとめ置く次第でございます。

さて、本定例会では報告3件、諮問案件1件、平成23年度一般会計当初予算を初め、議案51件の提案を予定しております。

慎重なる御審議をお願いいたしますとともに、どうか御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

なお、この場を借りて病氣療養中の久保議員におかれましては、今後一刻も早い御回復を心か

らお祈りいたしまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ただいまの出席議員数は20人です。久保議員から、病気加療中のため欠席届が出ています。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第1回由布市議会定例会を開会します。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（**渕野けさ子君**） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、鷺野弘一君、2番、廣末英徳君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの21日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月17日までの21日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分を、お手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） お手元に行政報告をお配りしておりますが、御一読いただきますようお願いする次第でございます。

しかし、少し時間をいただきまして、幾つかの項目について詳細な報告を申し上げます。

12月27日に、大分県庁で「米海兵隊4者間協議」が行われ、出席をいたしました。昨年引き続き日出生台演習場での移転訓練となりましたが、4者協といたしまして翌28日に九州防衛局

に対し、迅速な、そして詳細な情報伝達と最大限の安全対策、訓練の縮小、廃止、短縮などを強く要望いたしました。私も市の基幹産業の一つである湯布院観光への影響を初め、少しでも市民に迷惑が及ばないように、夜間、休日の訓練の自粛等を強く要望いたしましたところであります。

今回の米海兵隊の移転訓練は、2月7日から11日までの5日間実施され、この間、湯布院庁舎に「市対策本部」、演習場周辺自治区内に「若杉連絡所」を設置いたしまして、日に3回市職員が演習場周辺地域を巡回するとともに、由布市消防団湯布院方面隊団員の皆さんが交代で夜間巡回パトロールをしていただきました。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

また、今回の「野火の発生」を心配いたしておりましたが、照明弾による訓練はなく、小火器の訓練につきましても、決められた射撃場で短時間に行われたと聞いております。

米海兵隊は、2月19日までに全隊員が撤収いたしましたところであります。

1月25日に、湯布院温泉館におきまして、大分県立美術館誘致に向けた懇談会を開催いたしまして、瀧野議長、佐藤副議長を初め、多くの議員の皆さんにも参加をいただきました。

お集まりいただいた市内各界の代表者に、美術館の構想や経過、誘致計画、今後の運動について御説明をいたし、御意見を伺ったところであります。

最後に、湯布院温泉観光協会の桑野和泉さんを会長に、由布市誘致期成会を設立し、参加者全員で誘致活動を推進していくことを確認いたしました。

2月9日には、厚生年金病院、社会保険病院を公的病院として存続させる法案の速やかな国会提出と成立を求める共同要望書を政府・厚生労働省、各政党本部に提出するため、上京いたしました。

全国36自治体連名によるこの共同要望は、昨年2月、そして8月に続くものでありますが、由布市と高知市、秋田県能代市の3自治体が、病院所在の全国の自治体に呼びかけたものでございます。

今回の要請に対しましては、各党幹部、関係議員は共通して政府案提出は厳しいものの、超党派の議員立法で社会保険病院、厚生年金病院の公的存続を実現させたいとの決意を表明していただいたところであります。

次に、5,000万円以上の工事請負契約について御報告させていただきます。

まず、1月11日に、一般競争入札を執行いたしました。平成22年度抜間上ノ原グラウンド整備（1工区）工事につきましては、朝日工業株式会社が、消費税を含めまして9,572万6,800円で落札いたしました。

次に、1月28日に指名競争入札を執行いたしました由布市地域情報通信基盤整備推進事業工事につきましては、株式会社オフィスコミュニケーションサービスが、消費税を含めまして5,705万2,000円で落札いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長の行政報告が終わりました。

次に、平成22年第4回定例会において採択されました請願・陳情の処理の経過と結果について、地方自治法第125条の規定により、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） それでは、平成22年第4回定例会で採択または趣旨採択されました請願、陳情のその後の処理経過について御報告いたします。

請願受理番号13、受理年月日、平成22年11月24日、件名は、平成23年度に予想される石城小学校の複式授業解消のための加配教員配置を求める請願でございます。

この件につきましては、市単独の臨時講師1名を配置することにより、複式授業環境の改善を図るよう、平成23年度予算に計上しております。

続きまして、請願受理番号15、受理年月日、平成22年11月30日、市道編入に関する請願でございます。場所は、庄内町龍原でございます。

この件につきましては、さきの定例会終了後に道路現況図を作成いたしまして、本会議の議案第27号として市道認定をすべく議案を上程させていただいております。

続きまして、請願受理番号16、受理年月日、平成22年11月30日、これも市道編入に関する請願でございます。場所は、庄内町大龍でございます。

処理の経過は、先ほどの15と同じように、議会閉会后道路現況図の作成を完了いたしまして、本議会議案第28号として市道認定の議案を提出させていただいております。

続きまして、陳情受理番号10、受理年月日、平成22年11月26日、件名は、湯平ふれあいホール附帯施設の整備についてでございます。

この件につきましては、12月末に湯平区長と附帯設備の整備について協議をいたしました。用地の問題、それとあと非常に現地は進入路が狭いものですから、橋梁を架設する上での工法等にちょっと時間がかかるということで、今後も継続して協議し、なるべく早い段階で条件整備をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 請願、陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いいたします。由布大分環境衛生組合議会議長、生野征平君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（**生野 征平君**） それでは、平成23年第1回由布大分環境衛生組合定例会の報告をいたします。

平成23年第1回由布大分環境衛生組合議会議定例会を、同組合会議室において平成23年2月26日、午前10時から開催いたしましたので、その結果について御報告をいたします。

会期は当日1日限りとし、報告2件、議案2件が上程されました。

報告第1号の野津原地区一般廃棄物ごみ収集運搬業務委託契約の締結について管理者より報告があり、平成22年12月28日、指名競争入札により入札会を実施、大分市の三藤商事株式会社が消費税を除いた額で5,240万円で落札。契約期間は平成23年4月1日より、平成27年3月31日までの4年間との報告がありました。

次に、報告第2号は、平成22年度定期監査報告であります。永松良雄代表監査委員より、平成23年1月18日、由布大分環境衛生組合において定期監査を実施したとの報告があり、予算執行状況、関係諸帳簿など、適正的確に処理され、正確に執行されているとの報告がありました。

議事に入りまして、2議案が上程されました。議案第1号平成22年度由布大分環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ206万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,771万2,000円とするものです。

歳入については、清掃費負担金の確定による26万7,000円の増額、諸収入の古紙買取料等180万円の増額が主な補正であります。

歳出では、総務費の28万5,000円、衛生費の837万2,000円を減額し、予備費の1,071万7,000円を増額するものです。

また、今回の補正予算に野津原地区一般廃棄物ごみ収集運搬業務委託の債務負担行為の補正を計上しておりますが、これは入札結果に基づく債務負担行為限度額の減額補正であります。

補正予算の報告は、以上であります。

続きまして、議案第2号平成23年度由布大分環境衛生組合一般会計予算であります。

平成23年度歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,952万6,000円とし、前年対比1.6%の減額予算となっております。

主な歳出は、由布市、大分市の負担金6億2,011万6,000円、使用料及び手数料1,713万円、財産収入10万8,000円、繰越金見込み額2,500万円、諸収入17万2,000円の予算額となっております。

また、歳出では議会費39万円、総務費6,204万4,000円、衛生費4億7,049万9,000円、公債費1億3,059万3,000円、予備費600万円の予算額となっております。

2議案とも慎重審議の結果、原案のとおり可決されました。

以上、平成23年第1回由布大分環境衛生組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（**瀧野けさ子君**） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、利光直

人君。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（利光 直人君） おはようございます。それでは、平成23年第1回の大分県後期高齢者医療広域連合定例会が、さきの22日に期間1日で行われましたので、報告を申し上げます。

平成23年2月22日、午前10時より第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。会期は、当日1日限りです。

本定例会では、同意案件1件、平成22年度補正予算案2件、同23年度予算案2件、それから条例の一部改正が2件、合計7件が連合長の釘宮馨氏から上程をされ、提案理由の説明、質疑、討論、採決が行われました。

議案の概要、議決結果について説明を申し上げたいと思います。

議案第1号大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについてでございます。

この組織が始まりました一番当初、平成19年3月29日に開催しました平成19年第1回臨時会におきまして、同意したところでありますが、広域連合規約第16条第3項において、「その任期は識見を有する者のうちから選任されるものにあつては4年」と規定されていることから、平成23年3月28日をもって任期が満了となります由川盛登氏を引き続き選任するものであります。

採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

議案第2号平成22年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）、平成22年度一般会計第2号補正予算につきましては、1億5,261万8,000円を減額し、補正後の予算の総額を7億1,618万6,000円とするものであります。

主なものといたしましては、構成市町村の事務費の負担金であります歳入の分担金及び負担金の減額1億5,269万7,000円、歳出のうちの総務費につきましては、派遣職員人件費の負担金の減額5,600万円、民生費におきましては、特別会計繰出金の減額7,822万5,000円となっております。

採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第3号でございます。平成22年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成22年度特別会計第3号補正予算につきましては、16億9,755万3,000円を増額し、補正後の予算総額を1,637億5,904万円とするものであります。

主なものといたしましては、歳入では保険料等の負担金であります市町村支出金の減額5,545万5,000円、国庫支出金には、新たに平成23年度における保険料軽減措置のため

の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を11億3,668万4,000円計上しています。

また、歳出の保険給付費では、高額医療費に係る経費等の増額9億813万3,000円、また基金積立金に国からの高齢者医療制度円滑運営臨時交付金と同額を積み立てています。

採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

議案第4号平成23年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、一般会計は構成市町村からの共通経費負担金と財政調整基金繰入金を主な財源に、現状置かれている厳しい財政事情を念頭に、最小の経費で最大の効果を上げることを広域連合事務局の運営の基本とした予算編成を行ったものでございます。その結果、平成23年度一般会計予算の規模を7億6,877万3,000円とするものであります。

歳入の分担金及び負担金につきましては、構成市町村からの事務費負担金7億2,826万5,000円を計上しています。繰入金につきましては、平成21年度決算剰余金及び派遣職員29人分の人件費負担金で2億8,147万6,000円を計上しております。

また、民生費につきましては、不均一保険料及び特別会計事務費分を特別会計繰出金として4億7,980万1,000円を計上いたしております。

採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第5号平成23年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、特別会計予算では、診療報酬改定及び医療費の伸び率などを可能な限り考慮した上で財源を確保することを基本に、予算編成を行っております。

その結果、平成23年度特別会計予算の規模を1,682億1,641万1,000円とするものであります。

歳入の市町村支出金につきましては、構成市町村からの保険料負担金及び療養給付費負担金として256億9,583万2,000円を計上しております。国庫支出金につきましては、国の負担割合が12分の3となる医療給付費等負担金及び広域連合間の被保険者の所得格差による財政力の不均衡の調整である財政調整交付金等で559億7,525万9,000円を計上しています。

県支出金につきましても、県の負担割合が12分の1となる療養給付費負担金等で137億1,976万8,000円を計上しています。支払基金交付金につきましては、被用者保険等からの支援金として医療費のおおむね4割相当の690億6,857万9,000円を計上しています。

また、歳出の主なものにつきましては、保険給付費の内訳は、被保険者の窓口負担を除く療養給付費及び高額療養費等で1,669億7,773万2,000円を計上しています。

県財政安定化基金拠出金につきましては、県が設置する財政安定化基金への支出金として、医療給付費等総額の0.09%を計上しています。保健事業費につきましては、高齢者の健康維持を図るための健康診査及び健康診査データ管理委託料で4億6,659万5,000円を計上して

おります。

これも採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

議案第6号大分県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

大分県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に伴い期末手当、勤勉手当及び給料表等について所要の改正を行うものであります。

採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

議案第7号大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

この改正につきましても、広域連合職員等の旅費に係る日当等の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

以上、この議会の終了後、一般質問が即時行われ、大分市選出の福間議員が質問に立ちました。最終的に反対の討論をされましたが、内容はいろいろ質疑をされておりました。

これ以外のことですが、前回は申しましたように、23年度はこの会議が14回なにか国のほうで行われておまして、24年最終的な結論が出ておりませんが、いずれにしろ感じとしては広域ではなくて、各市町村に戻すということが、現政府では行うようにあるということをお聞きしておりますので、その報告をしておきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（瀧野けさ子君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査並びに同法第199条の規定による定期監査及び財政援助団体等監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。佐藤代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員の佐藤です。例月出納検査、定期監査、財政援助団体の監査及び現金実査を実施いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

まず、地方自治法第235条の2第1項の規定によりまして、平成22年10月、11月及び12月の例月出納検査の結果を報告申し上げます。

検査の対象は、会計管理者及び企業管理者の保管する月末の現金の残高及び出納状況であります。

検査は、11月25日、12月24日、平成23年1月25日に行いました。

結果につきましては、検査資料の係数は、諸帳票の係数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

特に、水道事業特別会計に係る事業において、収納に関する実績を着実に上げています。今後のさらなる収納率向上に向け、滞納整理に引き続き努力していただきたいと考えております。

次に、地方自治法第199条第4項の規定により、11月15日から12月1日にかけて定期監査を行いましたので、その結果を御報告いたします。

出勤簿と各種諸帳簿は適正に管理されておりました。また、各種使用料を扱う課において滞納がある場合は、その収納対策を強化するよう要望いたしております。

なお、契約に関する起案を行う場合、根拠となる細かな規定、市にこれは整備しておるわけですが、規定等も記載するよう促したところでございます。

なお、特記事項のある課については、報告書に記載してあるとおりでございます。

また、地方自治法第199条第7項の規定により、2月1日に財政援助団体等の監査を実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

監査を行った各団体における関係諸帳票等は適正に管理され、おおむね正確な事務が行われていることが認められました。

ただし、湯布院まつり実行委員会における会計事務について、運営上不適切なものが見受けられましたので、これに対しては早急な改善を求めています。

なお、補助金の交付を行った効果は顕著であり、今後の各団体の活動に期待しております。

最後になりますが、2月10日に湯布院スポーツセンターを初め、市民課等9カ所において現金実査を行い、現地で確認をいたしました。いずれの施設においても、適正に管理されておりました。

以上、報告を終わります。

○議長（**淵野けさ子君**） 例月出納検査並びに定期監査及び財政援助団体等監査の結果報告が終わりました。

日程第4. 市長の施政方針

○議長（**淵野けさ子君**） 次に、日程第4、市長の施政方針をお願いします。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 本日、平成23年第1回由布市議会定例会の開会を迎え、平成23年度諸議案の御審議をお願いするに当たり、由布市政運営の「所信と施策」の概要についてその一端を述べ、議員各位の御理解と御協力を賜りたいと思っております。

鹿児島県と宮崎県にまたがる新燃岳では、依然として火山性爆発が繰り返し発生し、周辺の皆さんに不安を与えております。由布市周辺の由布岳や黒岳も活火山であるがゆえに、新燃岳周辺の状況を伝えるマスコミ報道が遠い他県での出来事とは思いたくない昨今で、由布市においても改めて市民の安心・安全に万全を期さねばならないと考えさせられたところであります。

在沖縄米軍による日出生台演習場での実弾射撃訓練は、今月19日までに撤収が終了いたしました。報道によると、ことしは例年より短期集中型の激しい内容であったと地元の住民の意見も掲載されたところであります。

市といたしましては、地元消防団などの協力をいただきながら、市民の安心・安全の確保を第一義として取り組んでまいりましたが、訓練が終了したことに安堵をしているところであります。

内閣府が2月14日に発表した2010年の国内総生産は、3年ぶりに対前年比で1.8%増加したものの、経済規模では42年間守り続けた世界2位の座を明け渡すことになりました。国は、これまでにさまざまな経済対策を講じておりますが、その対策の1つとして緊急総合経済対策を進めております。由布市におきましても、積極的な経済対策をさきの議会において可決をいただき、諸事業を展開しているところでございます。

それでは、平成23年度に取り組むべき施策について、私の考えの一端を述べさせていただきます。

平成23年度につきましても、「住みよさ日本一のまち」の実現に向けて、本年度策定した第2次由布市行財政改革実施計画を着実に推進し、由布市の基礎固めを進めるとともに、由布市の持つ地域資源にさらに磨きをかけ、輝きを与えるようなまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

少子高齢化の急速な進行、市民の価値観の多様化・複雑化、長引く景気低迷による雇用情勢や地方財政の悪化、さらには地方分権の進展による自治体の自己決定・自己責任の増大など、地方行財政を取り巻く情勢は大変厳しいものがあります。

こうした中、今後の公共サービスを安定的に行っていくためには、私がこれまで一貫して掲げております市民との「協働」が不可欠でございます。「由布市の元気」は「地域の元気」を合い言葉に、私たち一人一人が「地域に目を向け」「地域に戻り」「地域にかかわる」ことで市民との行政の距離を近づけ、「みんなが住みたい・そして住み続けたい・そして住んでよかったと思える素敵なまち」にしていかなければならないと思っております。そのためにも、私も可能な限り地域に赴き、多くの皆さんと対話を重ね、市民の目線に立った行政運営を進めてまいります。

そして、由布市の政策・施策・事務事業の実施状況を積極的に市民に公開するとともに、地域の課題を市民と共有し、市民とともにまちづくりを進めてまいります。そのために、平成23年度は「市民の住みよさについての満足度」を調査することにいたしました。

こうした行政を進める上での職員の意識改革はもとより、将来の財政状況等を見据えた組織の見直しも引き続き行います。

地域振興局のあり方や本課機能などについて、これまでの経緯を踏まえ、平成23年度早々に市としての考え方をまとめ、議会を初め地域審議会・市民の皆さんに公開し、御意見をいただき

ながら今後の方向性を確立してまいりたいと思います。

平成23年度の具体的な組織の見直しとしては、行財政改革の今後の5年間の実施計画ができましたので、行財政改革推進課を廃止し、総務課に組み込み、本計画のフォローアップなどの業務を着実に推進いたします。

また、産業廃棄物対策課につきましては、由布市の環境行政の枠組みの中で所掌事務を環境課に組み込むことで廃止することにいたしました。

各種条例を3月議会に提案できませんでしたが、今回の産業廃棄物処理場建設問題を契機に高まった市民の環境への意識を後退させることのないよう、由布市環境基本条例や具体的な規制条例等について、市民の理解をいただきながら早期に議会に提案いたしたいと考えております。

次に、平成23年度における具体的な施策事業についてであります。平成22年度に引き続き「地産地消と観光の振興」「教育資質の向上」「高齢化と小規模集落対策」「子育て支援対策」「情報発信・交流連携」の5つの重点事業を定め、市民の皆さんの御理解と御協力をいただき、めり張りのある事業執行を行う所存でございます。

まず、1点目の「地産地消と観光の振興」につきましては、国からの直接支援として、23年、24年の2カ年をかけて由布市の農産物のブランド化を行いつつ、その産物と湯布院観光との連携の糸口を見出すための新規事業を計画いたしました。この地産地消事業は、これまで以上に全力を挙げて取り組むために、その進めるべき組織に職員を出向させ、具体的に動き始めます。

また、由布市の主産業の一つであります観光振興につきましては、新幹線の九州ルート全線開通を視野にしての事業予算を計上しております。特に、市内の民間団体との協働により、博多駅ビルに由布市の地産地消のアンテナショップを開設する事業費を計上させていただきました。

また、2点目の教育資質の向上対策で、小中高の教育環境の整備についてでございますが、由布市独自の小学生の学力向上や英語力向上の事業は、引き続きその成果を踏まえて継続推進を行う一方、挾間小学校、谷小学校の校舎の整備にも取り組みます。

由布高校存続の支援事業費も、引き続き継続して存続のための活動を活発に進めたいと考えております。

3点目の高齢者施策につきましては、家庭で介護している在宅の高齢者の支援制度の創設などを行いまして、高齢者にも子育て中の家庭にも「住みよさ」、「暮らしやすさ」を感じていただけるような予算化を進めているところです。

4点目の子育て支援対策についてであります。子どもを育てやすい環境整備についても進めていきます。子どもの放課後クラブ等の充実を一層進める中で、従来から実施していた乳幼児の子育てのさまざまな悩みなどを解消するために、子育て家庭を市の保健師などが訪問するといった制度をより充実する仕組みなどを企画いたしました。

後とも御協力をお願いいたします。

報告を終わります。

.....
午前11時14分再開

○議長（浏野けさ子君） 再開いたします。

.....
日程第6. 報告第1号

日程第7. 報告第2号

日程第8. 報告第3号

日程第9. 諮問第1号

日程第10. 議案第1号

日程第11. 議案第2号

日程第12. 議案第3号

日程第13. 議案第4号

日程第14. 議案第5号

日程第15. 議案第6号

日程第16. 議案第7号

日程第17. 議案第8号

日程第18. 議案第9号

日程第19. 議案第10号

日程第20. 議案第11号

日程第21. 議案第12号

日程第22. 議案第13号

日程第23. 議案第14号

日程第24. 議案第15号

日程第25. 議案第16号

日程第26. 議案第17号

日程第27. 議案第18号

日程第28. 議案第19号

日程第29. 議案第20号

日程第30. 議案第21号

日程第31. 議案第22号

日程第32. 議案第23号

日程第33. 議案第24号

日程第34. 議案第25号

日程第35. 議案第26号

日程第36. 議案第27号

日程第37. 議案第28号

日程第38. 議案第29号

日程第39. 議案第30号

日程第40. 議案第31号

日程第41. 議案第32号

日程第42. 議案第33号

日程第43. 議案第34号

日程第44. 議案第35号

日程第45. 議案第36号

日程第46. 議案第37号

日程第47. 議案第38号

日程第48. 議案第39号

日程第49. 議案第40号

日程第50. 議案第41号

日程第51. 議案第42号

日程第52. 議案第43号

日程第53. 議案第44号

日程第54. 議案第45号

日程第55. 議案第46号

日程第56. 議案第47号

日程第57. 議案第48号

日程第58. 議案第49号

日程第59. 議案第50号

日程第60. 議案第51号

○議長（刈野けさ子君） 次に、本定例会に提出されました日程第6、報告第1号専決処分の報告についてから、日程第60、議案第51号平成23年度由布市水道事業会計までの55件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告3件、諮問1件、議案51件でございます。

最初に、報告第1号から第3号の専決処分の報告についてでございますが、公用車の交通事故による和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしたことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、現在も人権擁護委員をお願いしております峯浩昭氏が、平成23年6月30日をもって3年の任期が満了いたしますことから、引き続き委員をお願いいたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により、再任について議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案の第1号、第2号の和解及び損害賠償の額を定めることについては、公用車の交通事故による和解内容及び損害賠償額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第3号辺地に係る公共的施設の総合整備計画については、現在の計画が平成22年度をもって終了することから、引き続き平成23年度からの5年間を計画期間として、国からの財政上の特別措置が可能となる新たな辺地の公共的施設整備計画について、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、条例制定議案2件についてでございます。

議案第4号由布市暴力団排除条例の制定については、由布市における暴力団排除に関する基本理念を定めて、暴力団の排除により市民の安全で平穏な生活の確保を目指す条例であります。

議案第5号由布市消防長の任命資格を定める条例の制定については、国の「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令」により委任されております任命資格について条例を定めるものであります。

次に、条例の一部改正議案16件を御説明いたしますが、このうち10議案につきましては、条例の精査を行いましたことにより、法律改正による引用条文の訂正、引用法律の訂正を行うものであります。

議案第6号由布市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、平成18年の地方自治法の改正による引用条文の訂正を行うものであります。

議案第7号由布市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正については、地方公営企業等の労働関係に関する法律の引用条文の訂正を行うものであります。

す。

議案第8号由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、平成17年の障害者自立支援法の施行に伴う引用法律の訂正を行うものであります。

議案第9号由布市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正については、平成21年の道路交通法の改正により、引用条文の訂正を行うものであります。

議案第10号由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、平成21年度の条例改正により行うべきであった条文改正について訂正を行うものであります。

議案第11号由布市妊婦健康診査特別対策基金条例の一部改正については、妊婦健康診査の安定的事業運営を図る財源として、基金の1年間の継続を行うものであります。

議案第12号由布市国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険財政の健全化を図るために、保険税率を改定するための改正でございます。

議案第13号由布市子育て支援特別対策基金条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の安定的事業運営を図る財源として、基金の1年間の継続を行うものであります。

議案第14号由布市準用河川占用料徴収条例の一部改正については、河川法に基づく引用条文をより明確にするために改正を行うものであります。

議案第15号由布市都市公園条例の一部改正については、都市公園法による公園台帳を整備いたしましたので、新たに12公園を都市公園条例に追加し、適正な維持管理や利用の増進を図るものであります。

議案第16号由布市公園条例の一部改正については、公園台帳の整備により都市計画区域外の2公園を追加し、適正な維持管理や利用の増進を図るものであります。

議案第17号由布市水道事業給水条例の一部改正については、水道法施行令から引用条文の改正を行うものであります。

議案第18号由布市みことピア条例の一部改正については、施設の一部を西庄内地域保護者より要望のあります放課後児童健全育成事業に利用できるようにするために、由布市ほのぼの高齢者館の設置目的と名称等を改正するものであります。

議案第19号由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について、議案第20号由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について、議案第21号由布市中学校の設置に関する条例の一部改正については、いずれも平成19年の学校教育法の改正による引用条文の訂正等を行うものであります。

次に、指定管理の議案3件について御説明をいたします。

議案第22号由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定については、指定管理者選定委員会の審査の結果、NPO法人ゆふのA Iが引き続き指定管理者候補となることが決まりました

ので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定については、指定管理者選定委員会の審査の結果、社会福祉法人由布市社会福祉協議会が平成23年5月より指定管理候補者となることが決まりましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定については、指定管理者選定委員会の審査の結果、庄内町観光協会が指定管理者候補となることが決まりましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、市道認定の議案7件について御説明いたします。

議案第25号から28号までは、市道認定の請願採択によるもので、庄内町湊尾足線、湯布院町川上の参宮線、庄内町大龍の大龍横井出下線、庄内町龍原の龍原本村線の4路線であります。

議案第29号朝原赤仁田線は、県道庄内久住線改良事業に伴うバイパス区間の完成により、県道の旧道部分を大分県より管理移管するものであります。

議案第30号谷村鶴竜王平線、議案第31号竜王平芝尾線は、県道龍原挾間線改良事業に伴うバイパス区間の完成によりまして、県道の旧道部分を大分県より管理移管するものであります。

いずれも市道として認定を行うために、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、広域窓口サービスの協議議案2件を御説明いたします。

既に大分市と7市2町との間で、「大分広域窓口サービス」が行われておりますが、平成23年7月1日から、議案第32号で佐伯市と、議案第33号で豊後大野市との間で相互に委託を行うことについて、地方自治法第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号平成22年度由布市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算にそれぞれ9,587万7,000円を追加し、予算総額を187億5,466万円にお願いするものであります。

年度末を控えて、事業の進捗状況により事業費が増減するものや、財源の更正についての調整が主なものになっておりまして、その他に西庄内小学校の学校用地購入、財政調整基金の積み立てがございまして。

議案第35号平成22年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算からそれぞれ2,814万3,000円を減額し、予算総額を41億2,219万3,000円にお願いするものであります。

歳入では、国庫支出金の療養給付費等負担金の変更申請に伴う減額と、前期高齢者交付金の増

額が主なものであります。歳出では、共同事業拠出金における保険財政共同安定化事業拠出金の減額が主なものであります。

議案第36号平成22年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算からそれぞれ100万円を減額し、予算総額を1,005万7,000円にお願いするものであります。医療費諸費における医療給付費等の見直しによる減額が主なものであります。

議案第37号平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出にそれぞれ2,973万5,000円を追加し、予算総額を34億8,012万1,000円にお願いするものであります。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、諸収入を増額し、歳出では総務費、保険給付費を増額するものであります。

議案第38号平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算からそれぞれ354万3,000円を減額し、予算総額を3億7,612万4,000円にお願いするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料の調定額の見直しによる減額が主なもので、これに伴い歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものであります。

議案第39号平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算にそれぞれ235万7,000円を追加し、予算総額を2億2,278万1,000円にお願いするものであります。

歳入では、水道使用料、一般会計繰入金を増額が主なものであり、歳出は時間外勤務手当の増額であります。

議案第40号平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算からそれぞれ100万円を減額し、予算総額を1億3,080万6,000円にお願いするものであります。

歳入では、一般会計繰入金を減額し、歳出では消費税の税額確定による減額であります。

議案第41号平成22年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的予算での収益的収入では、水道料金の減額と一般加入金、一般会計補助金の増額が主なものであります。

収益的支出は、時間外勤務手当の増額が主なものであります。資本的予算の資本的支出の減額は、請負工事費の入札減によるものであります。

議案第42号平成23年度由布市一般会計予算は、総額162億3,217万円となり、前年度当初と比較して5億8,687万円、3.8%の増額となっております。

国では、企業収益の回復等により国税収入が一定程度増加する一方で、社会保障関係費の大幅な自然増が見込まれることとしておりますが、本市では景気の低迷や厳しい雇用情勢などにより、

収入の根幹であります市税収入の大幅な減収を見込まざるを得ない大変厳しい予算編成となりました。

予算編成では、由布市総合計画に掲げる「地域自治を大切にしたい住みよさ日本一のまち」の実現に向け、「総合計画第2期実施計画」や「第2次行財政改革大綱・実施計画」を踏まえながら、昨年度に引き続いて「地産地消と観光振興」、「教育資質の向上対策」、「高齢化と小規模集落対策」、「子育て支援対策」、「情報発信・交流連携」を重点施策としております。

また、その財源捻出のため、各部に対して経常経費の5%削減を求めたところであります。

歳入では、市税収入が大幅な減収となっております。地方交付税は、前年度当初とほぼ同額を見込んでおりますが、実質的な交付税とされる臨時財政対策債は、前年度の確定値より2割削減としております。また、県支出金の大幅な減少は、県予算が県知事選のための骨格予算となっているためでございます。

次に、歳出であります。5点の重点施策のうち、「地産地消と観光振興」では、「農工商観光連携地産地消推進事業」や「由布川峡谷整備事業」を、「教育資質の向上対策」では、支援教諭を配置する「学力向上事業」を計上しております。「高齢化と小規模集落対策」では、「田舎で暮らし隊事業」や、新たに「在宅高齢者おむつ等購入補助事業」を、「子育て支援対策」では、放課後児童クラブの充実を図るための「施設整備」、「医療費の助成事業」を、「情報発信・交流連携」では、「地域情報発信事業」や「YUFU交流推進事業」を計上しております。

そのほかでは、公共下水道中止に伴う「集中処理浄化槽整備補助金」、「学校の耐震化工事の推進」、継続事業として「由布院小学校の改築工事」が主なものとなっております。

議案第43号平成23年度由布市国民健康保険特別会計予算は、総額40億5,307万1,000円で、前年度当初と比較して0.3%の増額となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税・国庫支出金・前期高齢者交付金等、また歳出では保険給付費・後期高齢者支援金等であります。

議案第44号平成23年度由布市老人保健特別会計予算は、総額は22万8,000円で、前年度当初と比較して99.9%の大幅な減額となっております。これは、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことによるもので、老人保健制度による老人保健特別会計は、いずれも医療費精算に伴う予算となっております。

議案第45号平成23年度由布市介護保険特別会計予算は、総額は34億6,975万2,000円で、前年度当初と比較して1億4,502万3,000円、4.4%の増額となっております。主に給付費の増額であります。

議案第46号平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計予算は、総額は3億8,298万4,000円で、前年度当初と比較して1.6%の増額となっております。歳入歳出ともに昨年並

みとなっておりますが、これは後期高齢者医療保険料の率の据え置きや、保険料の軽減措置がさらに継続されることによるものであります。

議案第47号平成23年度由布市簡易水道事業特別会計予算は、総額は2億2,757万2,000円で、前年度当初と比較して16%の増額となっております。増額となりましたのは、新たな固定資産評価委託業務、認可申請作成業務委託によるものであります。

議案第48号平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計予算は、総額は1億1,887万9,000円で、前年度当初と比較して9.02%の増額となっております。増額となりましたのは、主に有利な起債への借り換えと、これに伴う繰上償還によるものであります。

議案第49号平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計予算は、総額1億3,616万3,000円で、前年度当初と比較して3.4%の減額となっており、主に公債費の利子の減額によるものであります。

議案第50号平成23年度由布市公共下水道事業特別会計予算は、総額は1,068万3,000円で、昨年度当初と比較して3.7%の減額となっております。

歳出の主なものは、公債費の償還金で、歳入の主なものは、一般会計からの繰入金であります。

議案第51号平成23年度由布市水道事業会計予算は、収益的予算総額は4億9,967万2,000円で、前年度当初と比較して0.5%の減額となっております。

業務料は、給水戸数8,700戸、年間総給水量は317万4,000立方メートル、1日平均給水量8,695立方メートルを予定しております。

資本的予算では、資本的収入総額を1億1,793万4,000円とし、資本的支出では配水池増設工事等の請負工事費1億9,560万5,000円と、企業債償還金1億4,384万8,000円が主なもので、収入額が支出額に対して不足する2億2,151万9,000円は、建設改良積立金3,000万円、減債積立金1,000万円、過年度損益勘定留保資金1億8,151万9,000円で補てんするものであります。

詳細につきましては、担当部課長から説明をさせますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第1号から報告第3号まで、専決処分の報告3件について、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（**野上 安一君**） 総務部長でございます。詳細説明を申し上げます。

報告第1号から報告第3号につきましては、公用車の公用車両の交通事故関連の専決処分をさせていただきます事案でございます。

それでは、1号から詳細な説明を申し上げます。なお、この3件の報告事項につきましては、さきの定例会で条例制定をさせていただきました一定金額未満以内の3件でございますので、よろしく願いいたします。

報告第1号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成23年2月25日提出、由布市長。

裏面をお開きください。専決処分書、下記の件について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。平成22年5月19日、由布市長。

記、和解及び損害賠償の額を定めることについて、公用車の事故であり、相手方の原状回復について緊急を要することによる。

和解の内容等でございますが、和解及び損害賠償の額を定めることについて、公用車の事故について、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

記、当事者、甲、由布市長、首藤奉文、乙、由布市内の女性の方でございます。

和解案件、甲は乙に対し過失割合100%に当たる本件交通事故に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、これを支払う。乙は、甲に対し本件交通事故について、今後一切異議及び請求申し立てないことを誓約する。

損害賠償額、6万5,861円。事故の概要ですが、平成22年5月5日、午前8時20分ごろ、由布市湯布院町川上306番地1地先の市道において、甲の車が乙の自家用車の前部に接触し、乙の車両に損害を与えた件でございます。

本件につきましては、環境課所管のごみ収集車でございます。

報告第2号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成23年2月25日提出、由布市長。

裏面をお開きください。専決処分書、下記の件について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。平成22年10月23日、由布市長。

記、和解及び損害賠償の額を定めることについて、公用車の事故であり、相手方の原状回復について緊急性を要することによる。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、公用車の事故について、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

記、当事者、甲、由布市長、乙、由布市内の女性の方でございます。

和解案件、甲は乙に対し過失割合100%に当たる本件交通事故に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、これを支払う。乙は、甲に対し本件交通事故について、今後一切の

異議及び請求の申し立てをしないことを誓約する。

損害賠償額は4万4,955円でございます。事故の概要は、平成22年10月5日、午後4時55分ごろ、由布市湯布院町川上3040番地先の市道において、甲の車が乙の自家用車の右側面に接触し、乙の車両に損害を与えた。

本件につきましては、湯布院振興局所属の公用車でございます。

報告第3号専決処分書の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成23年2月25日提出、由布市長。

裏面をお開きください。専決処分書、下記の件について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。平成23年1月28日、由布市長。

記、和解及び損害賠償の額を定めることについて、公用車の事故であり、相手方の原状回復について緊急性を要することによる。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、公用車の事故について、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

記、当事者、由布市長、乙、由布市内の男性の方でございます。

和解条件、甲は乙に対し過失割合30%に当たる本件交通事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、これを支払う。乙は、甲に対し本件交通事故について、今後一切の異議及び請求の申し立てをしないことを誓約する。

損害賠償額6万2,257円。事故概要、平成22年12月2日、午後3時5分ごろ、由布市挾間町鬼崎845番地先の市道において、甲の車の左側面に乙の自家用車の前部が衝突した。本車両につきましては、挾間振興局の公用車でございます。

いずれの3件につきましても、損害賠償額等の額の決定につきましては、公用車の共済保険をお願いしております財団法人全国自治会の大分県町村自動車共済サービス事務所の査定に基づき、直接支払いを行っているものでございます。

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（**野上 安一君**） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の議決を求めます。

記、住所、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、氏名、峯浩昭、生年月日、昭和14年1月15日、満72歳、平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、人権擁護委員の任期が平成23年6月30日をもって満了となり、再任の推薦をし

たいため。

諮問第1号の本人の経歴につきましては、裏面に掲載しておりますので、ごらんをいただければというふうに思っております。

人権擁護委員の推薦の意見を求める峯浩昭氏につきましては、平成23年6月30日をもって3年の任期が満了いたしますことから、引き続き委員をお願いいたしたく、再任について議会の意見を求めるものでございます。

峯浩昭氏は、現在3期目の人権擁護委員として人権啓発、人権相談及び人権侵害事案等に積極的な取り組みをいただいております。温厚、誠実で責任感が強く、地域住民からの信頼も厚く、社会の実情に精通しております。人権擁護について理解ある方で、人権、執権、中立公平さを有しております。

なお、由布市の人権擁護委員は湯布院地区3名、庄内地区2名、挾間地区3名の計8名でございます。

以上でございます。

○議長（渕野けさ子君） 次に、議案第1号和解及び損害賠償の額を定めることについてから、議案第10号由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてまで、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（野上 安一君） 議案1号と議案2号につきましては、公用車の交通事故関連でございまして、人身事故関連で事故発生からさまざまな事情によりまして、長時間を要したことを踏まえまして、今回協議がまとまったことでございます。

一定金額以上であることと、和解の協議がまとまったことから、提案をさせていただきました。

なお、議案1号につきましては運転手、議案2号につきましては、同車の同乗者の対応分でございます。

それでは、1号から詳細説明をさせていただきます。

議案1号和解及び損害賠償の額を定めることについて、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、公用車の事故について、和解及び損害賠償の額を定めることによる。

裏面をお開きください。和解及び損害賠償の額を定めることについて、公用車の事故について、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

記、当事者、甲、由布市長、乙、大分市内の男性の方でございます。

和解条件、甲は乙に対し過失割合100%分に当たる本件交通事故に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、これを支払う。乙は、甲に対し本件交通事故について、今後一切

異議及び請求の申し立てをしないことを誓約する。

損害賠償額 388万9,849円。

事故の概要でございますが、平成21年6月4日、午前11時30分ごろ、大分市賀来南2丁目1の1交差点内において、甲の車が乙が運転する自家用車の右側面に衝突し、乙に損傷を与えた。

続きまして、議案2号について御説明いたします。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、公用車の事故について、和解及び損害賠償の額を定めることによる。

裏面をお開きください。和解及び損害賠償の額を定めることについて、公用車の事故について、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

記、当事者、甲、由布市長、乙、大分市内の女性の方でございます。

和解条件、甲は乙に対し過失割合100%分に当たる本件交通事故に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、これを支払う。乙は、甲に対し本件交通事故について、今後一切の異議及び請求の申し立てをしないことを誓約する。

損害賠償額 517万6,736円。

事故概要、平成21年6月4日、午前11時30分ごろ、大分市賀来南2丁目1の1の交差点内において、甲の車が乙が同条する自家用車の右側面に衝突し、乙に損害を与えたものでございます。

なお、支払いの金額一覧表、金額等につきましては、委員会で御説明をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

議案3号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、辺地に係る公共的施設の総合整備のため、財政上特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり総合整備計画を策定することについて議会の議決を求める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、辺地とその他の地域の格差是正のため、国から財政上の特別措置を受けるに当たり、辺地の公共的施設の総合整備計画を策定することによるものでございます。

別紙議案の3号資料を裏面から随時ごらんいただければというふうに思っております。この辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進をいたし、辺地と他の地域との間における住民の生活環境の格差是正を図ることを目的に、これまでも計画的に事業を実施してまいりましたが、現在の辺地計画は平成22年度までとなっております

ので、引き続き必要な財政上の特別措置を受けるために、平成23年から平成27年までの5年間を経過期間とし、辺地総合計画を策定するものです。

辺地区域につきましては、資料の裏面に随時位置図等をつけておりますが、湯布院地域が塚原地区、若杉地区、水地地区の3地区でございます。庄内地域が阿蘇野上、阿蘇野中、阿蘇野下、直野内山、上淵、平石の6区域、挾間地域が七蔵司、内成、朴木、時松の4地域でございます。由布市全体で13区域となり、議案の1ページから13ページにかけまして、それぞれの区域ごとに整備計画を記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

議案4号について御説明を申し上げます。

議案4号由布市暴力団排除条例の制定について、由布市暴力団排除条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、由布市暴力団排除に関する基本理念を定め、暴力団の排除による市民の安全で平穏な生活を確保に寄与するためでございます。

この条例につきましては、暴力団が社会に悪影響を与える反社会的団体であることを認識した上で、暴力団の利用、協力、交際をしないことを市及び市民が協力して連携し、暴力団の排除を推進するための条例制定でございます。

条例の内容につきましては、裏面をお開きください。1条から9条まで構成をされております。

1条の目的を朗読いたします。この条例は、由布市から暴力団の排除に関し基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにし、並びに施策等を定めることにより暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保するとともに、由布市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするという目的でございます。2条で定義、3条で基本理念、4条で市の役割、5条で市民等の役割、以下6条、7条、8条、9条から構成をされてます条例でございます。

なお、附則でこの条例につきましては、平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。

議案5号由布市消防長の任命資格を定める条例の制定について、由布市消防長の任命資格を定める条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の規定に基づき、条例を制定する。

裏面をお開きください。新たに制定する条例でございます。由布市消防長の任命資格を定める条例でございます。この条例につきましては、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の第1条第2号及び第10号の規定に基づき、条例制定を行うものでございます。

第2号につきましては、消防署長の職と同等以上に見なされる職、消防本部等につきましては

課長級にある職でございます。を補佐する職にある者、課長補佐、副署長級でございます。とこの期間を2年とし、政令では1年以上2年以下となっておりますが、2年とし、また10号においては行政のほうでございますが、10号においては市町村の行政事務に従事した者で、部長職を補佐する職（課長職にある者とその期間を3年）、政令では2年以上4年以下となっておりますが、期間を3年と定めるものでございまして、消防署長の職の件につきまして改めて新しい条例を制定するものでございます。

議案6号由布市証人等の実費の弁償に関する条例の一部改正について、由布市証人等実費弁償に関する条例の一部改正をする条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、平成18年法律第53号地方自治法の一部改正に伴い、条例の改正を行うものでございます。

条例の改正内容につきましては、裏面をお開きいただければと思います。

なお、この条例の附則で、この条例は公布の日から施行するようにはいたしますが、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

現行の第2条（3）で、「法109条第4項及び第5項」となっているものを、「第5項及び第6項」に修正をするものでございます。

以上でございます。

議案第7号由布市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について、由布市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、地方公営企業等労働関係に関する法律から引用に過ちがあったために、訂正する条例改正を行う。

若干説明をいたします。由布市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正についてでございますが、地方公営企業等の労働関係に関する法律からの引用において、「第3条第4項」と過ちがあったために、その条文を「第3条第4号」に訂正する条例の改正でございます。

裏面に新旧対照表が掲載しておりますので、御理解いただければというふうに思っております。

議案第8号由布市議会議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例の一部改正について、由布市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正する条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、障害者自立支援法の施行に伴い、条例の改正を行うものでございます。

裏面をお開きください。附則として、この条例は公布の日から施行するということで、新旧対照表で御説明をさせていただきます。現行で（介護補償）という項目がございますが、その

10条の2で、「身体障害者福祉法、第30条に規定する身体障害者療養施設」その他これに準じる施設として市長が定めるものに入所している場合、この条文を「障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設」、これに準じる施設として市長が定めるものに入所している場合に変更するものでございます。

続きまして、議案第9号由布市違法駐車等の防止に関する条例の改正について、由布市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正する条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、平成21年法律第21号の道路交通法の一部改正に伴い、条例改正を行うものでございます。

裏面をお開きください。附則、この条文を公布の日から施行する。

改正の新旧対照表で御説明をさせていただきます。この条例の定義の第2条の(2)違法駐車等、法第44条、第45条第1項もしくは第2項、第47条第2項もしくは第3項、第48条もしくは49条の2第3項の規定に違反して自動車等を駐車する行為となっておりますが、改正案では、線を引いております49条の2第3項を49条の3第3項に改正をするものでございます。

続きまして、議案第10号由布市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正する条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、別表の条文改正が行われなかったことから、改めて条例改正を行う。

裏面をお開きください。附則、この条文は公布の日から施行する。

一部改正の新旧対照表で御説明をさせていただきます。別表の「13条関係」とございますのを、別表の「14条関係」に修正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（**淵野けさ子君**）　ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時04分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（**淵野けさ子君**）　再開いたします。

次に、議案第11号由布市妊婦健康診査特別対策基金条例の一部改正についてから、議案第13号由布市子育て支援特別対策基金条例の一部改正についてまで、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（**河野 隆義君**）　議案第11号から議案第13号まで、議案の朗読と御説明

をさせていただきます。

議案第11号由布市妊婦健康診査特別対策基金条例の一部改正について、由布市妊婦健康診査特別対策基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、平成23年度においても、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減に関する安定的事業運営を図る財源確保が必要になったことによる。

裏面をお願いいたします。内容を御説明いたしますが、附則の改正でございます。現在の条例は基金を造成して由布市における妊婦健康診査特別対策を実施するために、平成21年7月に制定されたものでございます。附則に条例の有効期限の規定がありまして、「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改正し、有効期限を1年延長するためのものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

新旧対照表を資料に添付をしておりますので、御一読ください。

議案第12号由布市国民健康保険税条例の一部改正について、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、由布市国民健康保険財政の健全化を図るため、保険税率を改定する必要性が生じたことによる。

裏面をお願いします。第4条を改正をしておりますけれども、国民健康保険税は医療給付費分、それから後期高齢者支援金分及び介護納付金分の3つの部分から成り立っておりますが、それぞれにおける所得割、平等割、均等割の合算額が世帯数に課税される仕組みになっております。本議案は、医療費給付費分における所得割率、現行7%を9%に改正する内容になっております。

附則に、施行月日は平成23年4月1日から施行する。

それから、経過措置を規定をいたしております。

改正内容につきましては、新旧対照表がございますので、参考にごらんになっていただきたいと思います。

議案第13号由布市子育て支援特別対策基金条例の一部改正について、由布市子育て支援特別対策基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、平成23年度においても、放課後児童健全育成事業の安定的事業運営を図る財源確保が必要となったことによる。

裏面をお願いします。内容の説明をさせていただきますが、附則の改正でございます。議案第11号同様に、条例の有効期限を1年延長するための改正です。既存の条例が、基金を造成して由布市における子育て支援特別対策を実施するため、平成21年3月に制定をされております。

附則第2項の「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改正するものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

新旧対照表を添付しておりますので、御一読ください。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、議案第14号由布市準用河川占用料徴収条例の一部改正についてから、議案第17号由布市水道事業給水条例の一部改正についてまで、続けて詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（**佐藤 省一君**） 産業建設部長です。議案第14号につきまして説明いたしたいと思えます。

議案第14号由布市準用河川占用料徴収条例の一部改正について、由布市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、引用条文をよりの確にするためでございます。

裏面をお願いいたします。由布市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例、由布市準用河川占用料徴収条例の一部を次のように改正する。第1条中、「第32条」を「第100条第1項に規定する準用河川に関し、法第32条第1項」に改める。

改正前につきましては32条だったんですが、その前に1級河川、2級河川を除いた条項第100条を加えております。

附則、この条例は公布の日から施行する。

議案第15号由布市都市公園条例の一部改正について、由布市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、公園台帳整備により、新たな都市公園として加える必要が生じたことによる。

裏面をお願いいたします。由布市都市公園条例の一部を改正する条例、由布市都市公園条例の一部を次のように改正する。別表第1を次のように改める。

1ページあけまして、新旧対照表を見ていただきたいと思えます。現行9つの都市公園がありますが、改正案といたしまして都市公園法17条により、公園台帳を整備し、都市公園区域内の由布市グリーンタウン医大ヶ丘公園、由布市サントピア古野公園、由布市赤野太陽台公園、由布市赤野高由ハイツ公園、由布市由布川公園、由布市下市上大六公園、由布市下市公園、由布市喜多里団地公園、由布市サニータウン公園、由布市太陽公園、由布市上市牛踏公園、1つとばしまして、由布市かしわの公園の12の公園を新たに追加するものです。これにより、挾間地区、湯布院地域におきまして合計21の都市公園となります。

表下の備考でございますが、位置欄につき、当該公園の園地が複数地番で構成される場合は、

その代表地番を表記しております。

1 ページ前に戻っていただきたいと思います。附則、この条例は公布の日から施行する。
以上でございます。

議案第16号由布市公園条例の一部改正について、由布市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、公園台帳整備により、新たな公園として加える必要が生じたことによる。

裏面をお願いいたします。由布市公園条例の一部を改正する条例、由布市公園条例の一部を次のように改正する。第2条を次のように改める。

名称及び位置、第2条公園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

新旧対照表を見ていただきたいと思います。現行では5つの公園がありますが、改正案では新たに別表を加え、公園台帳を整備した都市公園区域外の由布市長宝児童公園、由布市なごみの里公園を追加し、合計7つの公園となります。

表下の備考でございますが、位置欄につき、当該公園の園地が複数地番で構成される場合は、その代表地番を表記しております。

前ページに戻っていただきたいと思います。附則、この条例は公布の日から施行する。

議案第17号由布市水道事業給水条例の一部改正について、由布市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、水道法施行令からの引用に誤りがあつたため訂正する条例の改正を行う。

次ページをお願いします。由布市水道事業給水条例の一部を改正する条例、由布市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。第34条第1項中「第4条」を「第5条」に改めるものでございます。

附則としては、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、議案第18号由布市みことピア条例の一部改正について、詳細説明を求めます。庄内地域振興局長。

○庄内振興局長（**服平 志朗君**） 庄内振興局長です。詳細説明をさせていただきます。

議案第18号由布市みことピア条例の一部改正について、由布市みことピア条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、由布市みことピア内施設の庄内ほのぼの高齢者館の設置目的の変更に伴い、施設名称等の一部変更を行うことによる。

裏面をお願いします。この条例の一部改正は、由布市ほのぼの高齢者館の設置目的を高齢者に

限定せず、施設の一部を児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の用に供されるようにしようとする改正でありまして、大きくは3つの条文の改正です。

第1条の設置ですが、条文を改めまして市民の生きがい、健康の保持、福祉の増進及びふれあい交流に寄与するため、由布市みことピアを設置するとの改正でございます。

次に、2条の表中、「由布市ほのぼの高齢者館」を「由布市ほのぼの地域交流館」と改めてございます。

次に、第7条の利用の許可方法の変更でございますが、詳しくは新旧対照表でごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、議案第19号由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正についてから、議案第21号由布市中学校の設置に関する条例の一部改正についてまで、続けて詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（**島津 義信君**） 教育次長でございます。議案第19号から議案第21号まで詳細説明を行います。

まず、議案第19号由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について、由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、3議案とも提案理由は同じでございます。平成19年法律第96号による学校教育法の一部改正に伴いまして、条例の改正を行うものでございます。

次ページをお願いします。新旧対照表で御説明をいたします。由布市立幼稚園の設置に関する条例第1条中、学校教育法「第77条」とございますものを、学校教育法「第22条」に改めるものでございます。

続きまして、議案第20号由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について、由布市立小学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

次ページをお願いいたします。本条例も、第1条設置中、学校教育法「第17条」を「第29条」に改めるものでございます。

続きまして、議案第21号由布市中学校の設置に関する条例の一部改正について、由布市中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

次ページをお願いいたします。本条例につきましても、題名が「由布市中学校の設置に関する条例」というふうになっておりますが、「由布市立中学校の設置に関する条例」というふうに変更

めます。

それから、同じく条例第1条設置の中で、学校教育法「第35条」を学校教育法「第45条」に改めたいものでございます。

施行日につきましては、いずれの議案につきましても、公布の日からといたしております。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、議案第22号由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について及び議案第23号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（**河野 隆義君**） 議案第22号と23号の議案の朗読並びに御説明をさせていただきます。

議案第22号由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について、由布市庄内老人福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成23年2月25日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地、由布市庄内老人福祉センター、由布市庄内町柿原1番地。指定管理者、特定非営利活動法人ゆふのA I、代表佐藤照代、由布市庄内町庄内原784番地。3、指定管理期間、平成23年4月1日から平成27年3月31日。4、指定条件、1、施設の管理は管理に関する協定書に基づいて行う。2、指定管理者が法令及び管理に関する協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

内容について御説明いたします。

由布市庄内老人福祉センターは、現在指定管理者制度により施設の管理、運営を行っております。現在の指定管理者受託者は、NPO法人ゆふのA Iですが、引き続きNPO法人ゆふのA Iを指定管理者に指定し、当該施設の管理運営を行うものです。

資料といたしまして、指定管理委員会の報告書並びに指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書案を添付いたしておりますので、お目通しをください。

議案第23号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について、由布市湯布院福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成23年2月25日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地、由布市湯布院福祉センター、由布市湯布院町川上2863番地。2、指定管理者、社会福祉法人由布市社会福祉協議会会長、佐藤哲紹、由布市湯布院町庄内原365番地1。3、指定管理期間、平成23年5月1日から平成26年3月31日。4、指定条件、1、施設の管理は管理に関する協定書に基づいて行う。2、指定管理者が法令及び管理に関する協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

内容について御説明させていただきます。現在、移転、建てかえ中の由布市湯布院福祉センターの管理運営を指定管理者制度により行うものですが、旧施設の指定管理者である社会福祉法人由布市社会福祉協議会を指定管理者に指定するためのものがございます。

資料として、指定管理選定委員会の報告書並びに指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書案を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、議案第24号由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について、詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（**溝口 博則君**） 環境商工観光部長です。議案第24号の詳細説明を行います。

議案第24号由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について、由布市城ヶ原農村公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成23年2月25日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地、由布市城ヶ原農村公園、由布市庄内町柿原1番地。2、指定管理者、庄内町観光協会会長、坂本善徳、由布市湯布院町川上3738番地1。3、指定管理期間、平成23年4月1日から平成27年3月31日。4、指定条件、施設の管理は管理に関する協定書に基づいて行う。2、指定管理者が法令及び管理に関する協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

提案理由、由布市城ヶ原農村公園の管理を行わせる指定管理者を指定するため。

現在、この城ヶ原農村公園につきましては、19年度から22年度まで4年間について今指定管理をいたしておりますが、本年3月をもって指定管理期間が満了いたします。現在、指定管理者でゆふのA Iが行っておりますけれども、ゆふのA Iとして高齢者等の理由によりまして、続けることは困難ということから、今回庄内町観光協会を指定管理者と指定するものがございます。

資料としまして、業務仕様書、指定申請書、協定書案並びに選定委員会の報告書を添付しておりますので、ごらんください。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、議案第25号から議案第31号まで、市道路線の認定について、続けて詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（**佐藤 省一君**） 産業建設部長です。議案第25号から議案第31号まで説明させていただきます。

議案第25号市道路線の認定（尾足線）について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、尾足線、起点、由布市庄内町淵2415番2地先、終点、由布市庄内町淵2416番1地先、平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、市道認定の請願採択があった農道を市道として管理するためでございます。

裏面をお願いいたします。この路線につきましては、市道仁瀬小袋線から市道瓜生田上々淵線を結ぶ延長142.3メートルで、平成22年第3回定例会で市道認定の請願採択による市道認定でございます。

続きまして、議案第26号市道路線の認定（参宮線）について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、参宮線、起点、由布市湯布院町川上2931番4地先、終点、由布市湯布院町川上2956番1地先、平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、市道認定の請願採択があった里道を市道として管理するため。

裏面をお願いいたします。この路線につきましては、市道六所参宮線から市道川西岳本線を結ぶ延長204.3メートルで、平成22年第3回定例会で市道認定の請願採択による市道認定でございます。

続きまして、議案第27号市道路線の認定（龍原本村線）について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、龍原本村線、起点、由布市庄内町龍原1248番1地先、終点、由布市庄内町龍原1347番地先、平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、市道認定の請願採択があった農道を市道として管理するため。

裏面をお願いいたします。この路線につきましては、市道龍原栗灰線から入り、市道龍原栗灰線に出る路線で、延長185.8メートルで、平成22年第4回定例会で市道認定の請願採択による市道認定でございます。

続きまして、議案第28号市道路線の認定（大龍横井出下線）について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、大龍横井出下線、起点、由布市庄内町大龍2347番2地先、終点、由布市庄内町大龍2352番1地先、平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、市道認定の請願採択があった農道を市道として管理するため。

裏面をお願いいたします。この路線につきましては、国道210号から市道若葉団地塚の原線を結ぶ延長138.9メートルで、平成22年第4回定例会で市道認定の請願採択による市道認定でございます。

続きまして、議案第29号市道路線の認定（朝原赤仁田線）について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、朝原赤仁田線、起点、由布市庄内町五ヶ瀬1620番1地先、終点、由布市庄内町五ヶ瀬1878番12、平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、県道バイパス工事完了に伴い、旧道部分を市道として管理するため。

裏面をお願いいたします。この路線につきましては、県道庄内久住線バイパス完了によりまして、庄内町五ヶ瀬地区から久住町を結ぶ延長1,475.2メートルで、平成23年1月、大分県と協議書締結による市道認定でございます。

続きまして、議案第30号市道路線の認定（谷村鶴竜王平線）について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、谷村鶴竜王平線、起点、由布市挾間町谷711番地先、終点、由布市挾間町谷2262番4地先、平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、県道バイパス工事完了に伴い、旧道部分を市道として管理するため。

裏面をお願いいたします。この路線につきましては、県道龍原挾間線バイパス完了によりまして、挾間町谷小学校から挾間東の山地区を結ぶ延長386.8メートルで、平成23年1月、大分県と協議書締結による市道認定でございます。

続きまして、議案第31号市道路線の認定（竜王平芝尾線）について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、竜王平芝尾線、起点、由布市挾間町谷2266番3地先、終点、由布市挾間町鬼崎2588番4地先、平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、県道バイパス工事完了に伴い、旧道部分を市道として管理するため。

裏面をお願いいたします。この路線につきましても、県道龍原挾間線バイパス完了によりまして、挾間町東の山地区から谷東部地区を結ぶ延長627.0メートルでございます。平成23年1月、大分県と協議書締結による市道認定でございます。

以上でございます。

○議長（**淵野けさ子君**） 次に、議案第32号佐伯市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について及び議案第33号豊後大野市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（**野上 安一君**） 議案32号と33号につきましては、関連があります。同一内容でございます。本案につきましては、行政の発行します証明書の大分市、別府市、中津市、竹田市、杵築市、宇佐市、国東市、日出町、九重町の間での規約により、相互に事務委託を行っておりますが、さらに23年7月1日から佐伯市、豊後大野市と相互に委託を行おうとするものであり、地方自治法第252条第14第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

朗読いたします。議案第32号佐伯市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する

る協議について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、証明書等の交付等に係る事務を次の規約により佐伯市との間で相互に委託する協議について、同条第3項の規定により議会の議決を求める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、証明書等の交付等に係る事務を、規約により佐伯市との間で相互に委託することによる。

裏面をお開きください。事務委託の内容につきましては、第1条の目的から第8条の補則までを事務委託の規約となっております。

この規約は、23年の7月1日から施行となります。

続きまして、議案第33号豊後大野市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、地方自治法第252条14第1項の規定に基づき、証明書等の交付等に係る事務を次の規約により豊後大野市との間で相互に委託する協議について、同条第3項の規定により議会の議決を求める。平成23年2月25日提出、由布市長。

提案理由、証明書等の交付等に係る事務を、規約により豊後大野市との間で相互に委託することによる。

内容は、32号と同じでございます。

附則、この規約は、23年7月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（**淵野けさ子君**） 次に、議案第34号平成22年度由布市一般会計補正予算（第8号）について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（**秋吉 孝治君**） 財政課長です。議案説明の前に、さきにお配りしております平成22年度3月補正予算の概要をごらんいただきたいと思っております。

2枚紙になっておりますけども、よろしいでしょうか。まず、最初のページでございますけども、今回の一般会計でありますけども、補正額が9,587万7,000円の増になっております。補正後予算額が、187億5,466万円、前年度比で13.26%の増になっております。

主な内容でございますけども、今回は年度末を控えまして、事業の確定等による調整が主なものになっておりますけども、歳出では金額的に大きなものとしまして、財政調整基金の積立金がございます。積立額が2億7,469万5,000円でございます。

それでは、次のページをお願いいたします。今回の3月補正予算の概要といたしまして、会計別の集計表でございます。今回の補正につきましては、10会計ございますけども、公共下水道事業、健康温泉館事業以外の8会計について補正を行っております。

次の右のページをお願いいたします。一般会計につきましてはの主な補正事業の内訳でございますけども、増額分について記載をしております。まず、一番上の下湯平幸せの湯管理事業といた

しまして、これは下湯平幸野にございます幸せの湯の水中ポンプが故障したということで、修繕費といたしまして90万3,000円計上いたしております。

続きまして、新規といたしまして自立支援特別対策事業といたしまして15万円計上いたしております。これにつきましては、全額県費補助でございますけども、聴覚障がい者用情報受信装置給付費といたしまして、テレビの地デジ化に伴います支援措置でございます、装置2台分になっております。

続きまして、経営構造対策事業といたしまして、904万4,000円の追加をいたしております。これは、挟間で現在2期工事を行っておりますパプリカ栽培の事業費が増になったに伴いまして、追加するものでございまして、財源につきましては、全額県費補助でございます。

最後に、新規といたしまして小学校施設管理事業545万3,000円でございますけども、これは西庄内小学校の隣接地を、面積にいたしまして411平米でございますけども、土地の購入に要する経費でございます。

それでは、議案のほうにお願いいたします。議案第34号でございます。

議案第34号平成22年度由布市一般会計補正予算（第8号）、平成22年度由布市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,587万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億5,466万円と定める。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。第2条継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。第3条繰越明許費の追加は、第3表「繰越明許費補正」による。第4条地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。平成23年2月25日提出、由布市長。

それでは、7ページをお願いいたします。第2表の継続費の補正でございますけども、22年度当初で継続費の議決をいただきました由布院小学校改築事業の変更でございます。23年度の年割額を8億877万8,000円を、7億7,843万8,000円に減額し、総額を12億5,745万7,000円をお願いするものです。

次のページをお願いいたします。第3表繰越明許費の補正でございます。今回繰越明許費の追加をお願いするものは12事業でございます、繰越理由につきましては、本日早朝にお手元にお配りしました繰越説明書一覧表をごらんいただきたいと思います。

この表につきましては、上のほうの分につきましては、昨年12月の追加補正で繰越の明許を議決をいただきました理由書を書いておりますけども、今回の分につきましては、下のほうの表になりますけども、3月補正ということで繰越明許のそれぞれの理由を書いておりますので、御一読いただきたいと思います。

続きまして、9ページの第4表地方債補正、今回は変更でございますけれども、事業費等の確定見込みによります調整でございます。7事業を補正しております。起債名でいきますと、旧合併特例債事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債でございます。

補正後の一番下の合計限度額がございまして、最終の補正地方債の額を36億9,515万3,000円にお願いするものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。事項別明細書の説明でございますけれども、歳入の主なものについて御説明をいたします。まず、1款の市税の市民税1目の個人分でございますけれども、節で言いますと2節滞納繰越分が今回2,466万1,000円の増額になっております。

続きまして、2項の固定資産税につきましても、同じく滞納繰越分といたしまして、4,275万4,000円の増額でございます。

続きまして、14ページの中ほどでございますけれども、2款の地方譲与税3項地方道路譲与税1目の地方道路譲与税につきましては、今回1,000円ということで補正しておりますけれども、これにつきましては、22年度から制度改正で、地方道路譲与税は廃項廃目としておりましたけれども、国のほうから年度途中で滞納繰越分があるということで連絡をいただきましたので、現在のところ144円の歳入があるという通知をいただいておりますけれども、改めて項と目を設置するようにということで、今回設置をいたしました。

続きまして、3款の利子割交付金から8款の自動車取得税交付金につきましては、県からの通知によるものでございまして、また9款以降の分担金等についても特定財源となりますので、歳出の項目で説明をさせていただきます。

それでは、26ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、ほとんど調整が主なものでございますけれども、26ページの一番上の総務費の総務管理費の費目の文書広報費の中で、19節の負担金補助がございまして20万円、これにつきましては、TOSが主催して県内全市町村が参加して行いますガイドブックの作成ということで、由布市に20万円の負担金ということで計上いたしております。

次の、そのページの6目の企画費でございますけれども、減額が多くなってございますけれども、4の共済費から12の役務費までにつきましては、田舎で暮らし隊事業の減ということで、それに伴います減額補正でございます。

それでは、次の27ページをお願いいたします。中ほどの7目の電子計算費でございますけれども、19の負担金補助で減額の596万2,000円減額いたしておりますけれども、共聴施設整備事業補助金ということで、地デジ対応の共聴施設の整備に対する補助金の減額分でございます。今回加倉地区分が減ということで減額をいたしております。

それと、その項目の中の特定財源につきましては、国庫の減額と諸収入の増になっておりますけ

ども、これは国庫支出金につきましては、もう国のほうの予算が切れたということで、今回由布市分につきましては、国庫の減額をしまして、それに引きかえましてテレビの受信者支援センター、いわゆるデジサポのほうからその分が補助金として来るということで、財源変更を行っております。

続きまして、同じページの9目の地域振興費で90万3,000円修繕費つけておりますけども、これは先ほど申しました幸野の幸せの湯のポンプの修繕費でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。中ほどの3款の民生費でございますけども、1項の社会福祉費1目の社会福祉総務費でございますけども、今回国庫支出金が5,142万8,000円増になっておりまして、地方債につきましては減額の4,880万円になっております。これは、湯布院福祉センターの建設費につきましては、地方債は合併特例債でございますけども、それを減額して合併対策事業費の補助金のほうに組み替えをしたものでございます。

次のページの一番上、34ページ一番上に扶助費がございますけども、これは先ほど説明いたしました一番下の15万円ございますけども、聴覚障がい者用情報受信装置給付費15万円をここに計上いたしております。

それでは、次の35ページをお願いいたします。同じく3款の民生費でございますけども、2項の児童福祉費2目の児童運営費でございます。今回国庫と県費でそれぞれ減額と増額いたしておりますけども、これにつきましては、児童育成事業費につきましては22年度中に制度改正が行われたために、財源の組み替えを行っております。

次の36ページ一番上のほうになりますけども、4款衛生費の保健衛生費6目の環境対策費で委託料を減額336万3,000円を行っておりますけども、これにつきましては、産廃対応技術支援業務が不要になったため、今回減額を行っております。

続きまして、37ページをお願いいたします。中ほどの6款の農林水産業費の3目の農業振興費でございますけども、そこで特定財源の中で、県支出金が457万円の増になっておりますけども、これは先ほど説明いたしました経営構造対策事業補助金が904万4,000円の増になっております。一方、企業等農業のほうから受け入れ推進事業補助金が今回減額になっておりまして、県費が244万4,000円の減額でございます。

19の負担金補助及び交付金の中で、下のほうで企業等農業参入推進事業補助金が減額の366万6,000円減額でございます。その下の経営構造対策事業補助金が、パブリカでございますけども、先ほど説明いたしましたように、904万4,000円の増額になっております。

続きまして、39ページをお願いいたします。2項の林業費の中で、2目の林業事業費で工事請負費が624万4,000円の減額でございますけども、これにつきましては、大分中部線の

舗装事業の減によるものでございます。それに伴って、特定財源の県費と地方債も減額をいたしております。

同じページの7款の商工費の1項の商工費、2目の商工振興費でございますけれども、19節の負担金補助で中小企業者利子補給補助金219万4,000円増額になっておりますけれども、これは申請者の増によるものでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。47ページにつきましては、10款の教育費でございまして、小学校費の学校管理費でございますけれども、節で言いますと17節の公有財産購入費で、土地購入費152万1,000円、これは先ほど説明いたしました西庄内小学校隣接地の購入費ということで、152万1,000円計上いたしておりますし、続きまして次のページの一番上の22節の補償補てん及び賠償金で、343万2,000円増額しておりますけれども、これはその土地にあります建物の移転補償費でございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。下のほうの6項の社会教育費2目の公民館費でございまして、12の役務費でございます。その他手数料で958万円の減額を行っております。これにつきましては、湯布院公民館の変圧機に内蔵されておりますポリ塩化ビフェニルの処理委託が今回できなかったということで、減額を行っております。

次の52ページでございますけれども、保健体育総務費、この項目すべて減額になっております。これにつきましては、健康マラソンが中止になったことに伴いまして、今回減額補正を行っております。

特定財源の中でその他諸収入331万1,000円の減額でございますけれども、これは健康マラソンの参加費を計上いたしておりましたけれども、今回歳入についても減額を行っております。

続きまして、次の53ページをお願いいたします。53ページの一番下になりますけれども、13款諸支出金の2項基金費の1目の基金費でございますけれども、積立金、先ほど説明いたしました財政調整基金の積立金でございまして、今回2億7,469万5,000円の増になっておりまして、3月補正後の財調の残高が17億9,221万9,000円となっております。

次のページになりますけれども、54ページと同じく基金費でございますけれども、それぞれ基金の増額を行っておりますけれども、中ほどのみらいふるさと基金とまちづくり支援自動販売機基金につきましては、指定寄附金をいただきましたので、それを今回補正しております。

その他につきましては、預金利子でございます。

私からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（刈野けさ子君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時といたします。

午後1時50分休憩

.....

午後2時03分再開

○議長（**瀧野けさ子君**） 再開いたします。

次に、議案第35号平成22年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第38号平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）まで続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（**河野 隆義君**） 議案第35号から議案第38号までの議案書の朗読並びに御説明をさせていただきます。

議案第35号平成22年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、平成22年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,814万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,219万3,000円と定める。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成23年2月25日提出、由布市長。

内容を御説明させていただきますが、5ページ、6ページの事項別明細書に基づき主なもののみを説明させていただきます。

歳入の増減につきましては、主に国と社会保険診療報酬支払い基金からの交付決定通知に基づくものでございます。

13款の繰入金の減額は、6款療養給付費交付金並びに7款の前期高齢者交付金の増額に伴い、減額補正をし、基金条例に基づいた基金保有額を確保しております。

6ページをお願いします。10ページになりますけども、歳出の1款総務費528万6,000円は、国保連合会の電算システムの変更に伴う改修経費を増額しております。

2款の保険給付費2,083万9,000円の増額は、退職被保険者数の増額と、それに伴う療養給付費等の伸びを考慮して算出した額を計上いたしております。

10ページにございますが、3款後期高齢者支援金等1,344万円の減額及び13ページにあります、5款老人保健拠出金1,795万7,000円の減額は、社会保険診療報酬支払い基金からの納付通知に基づくものでございます。

次に、7款共同事業拠出金4,050万円は、国保連合会からの決定通知に基づき減額をいたしております。

15ページに記載をしておりますが、11款の諸支出金1,869万9,000円は、過年度分の国庫返還金ですが、療養給付費等負担金が主なものでございます。

35号については以上です。

議案第36号平成22年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）、平成22年度由布市

老人保健特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,005万7,000円と定める。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成23年2月25日提出、由布市長。

3ページ、4ページにあります事項別明細書に基づき、主なもののみ説明させていただきます。

初めに、4ページでございますけれども、医療給付費の支払い見込み額が減額になったことで、歳出の医療諸費を100万円減額いたしております。このことに伴いまして、歳入の1款支払基金交付金は、交付率に応じ減額、また2款の国庫支出金及び3款県支出金については、23年度に精算をし、負担することになりましたので、それぞれ減額をし、それに応じて一般会計繰入金を151万5,000円増額計上いたしております。

議案36号につきましては、以上でございます。

議案第37号平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）、平成22年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,973万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,012万1,000円と定める。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成23年2月25日提出、由布市長。

3ページ、4ページの事項別明細書に基づきまして、これも御説明をさせていただきます。

歳入につきましては、歳出の保険給付費の増額に伴い、それぞれの負担率に応じて増額をいたしております。

なお、7款の繰入金については、事務費に対する一般会計からの繰入金147万4,000円が含まれております。これは、歳出の総務費に対応する事務費でして、介護認定者及び更新者の増加に伴う主治医意見書作成料を予定をいたしております。

歳出の2款保険給付費については、22年度の現況を考慮した給付費の見込額を計上いたしております。

37号については、以上でございます。

議案第38号平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ354万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,612万4,000円と定める。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成23年2月25日提出、由布市長。

3ページ、4ページの事項別明細書に基づき、主なもののみ説明をさせていただきます。

歳入の1款後期高齢者医療保険料198万1,000円は、調定額の見直しによる減額でございます。

3款繰入金の減額は、所得の低い人に対する保険料の軽減分を県と市が補てんしておりますが、これに伴う保険基盤安定繰入金額が決定いたしましたので、減額補正をいたしております。

歳出につきましては、保険料の調定額及び保健基盤安定繰入金の減額に伴い、2款後期高齢者医療広域連合納付金339万4,000円を減額計上いたしております。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、議案第39号平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（**佐藤 省一君**） 産業建設部長です。議案第39号について説明を申し上げます。

平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、平成22年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,278万1,000円と定める。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成23年2月25日提出、由布市長。

6ページをお願いいたします。歳出より御説明申し上げます。1款水道費1項1目の総務管理費で235万7,000円の増額でございます。内容といたしましては、3節の職員手当等で時間外勤務手当の増額でございます。年末年始及び厳寒に対する湧水対策によるものでございます。

5ページをお願いいたします。歳入につきましては、2款使用料及び手数料の1目水道使用料の現年度分で72万9,000円の増額、4款繰入金で一般会計から162万円の増額となっております。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、議案第40号平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（**溝口 博則君**） 環境商工観光部長です。議案40号の詳細説明をいたします。

議案第40号平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ1億3,080万6,000円と定める。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成23年2月25日提出、由布市長。

最後の5ページをお願いします。歳入のほうでございますが、4款の繰入金1目の一般会計繰入金ですけれども、100万円の減額をいたしております。

次のページをお願いします。歳出ですけれども、1目の一般管理費ですけれども、27節公課費、これは消費税の確定によりまして、還付ということになりまして、消費税の予定の分がなくなりましたので、全額100万円を減額いたしております。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、議案第41号平成22年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（**佐藤 省一君**） 産業建設部長です。議案第41号について説明申し上げます。

平成22年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）、第1条、平成22年度由布市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

8ページをお願いいたします。収益的収入より説明申し上げます。

1款水道事業収益1項1目給水収益で929万円の減額。内容といたしましては、有収水量の減少によるものでございます。

3目その他営業収益1節一般加入負担金で239万4,000円の増額。新規加入者の増加によるものでございます。

2項営業外収益2目他会計補助金で131万6,000円の増額。年末年始の厳寒に対する渇水対策による一般会計よりの補助金でございます。

9ページをお願いいたします。収益的支出といたしまして、2款水道事業費用1項3目総係費で230万5,000円の増額、主なものにつきましては、3節手当で年末年始の厳寒に対する渇水対策によるものでございます。

10ページをお願いいたします。資本的支出といたしましては、4款資本的支出1項1目上水道施設費で655万円の減額、28節請負工事費で、入札残による減額でございます。

1ページをお願いいたします。第2条平成22年度由布市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業収益、補正予定額、減額の572万2,000円、計4億9,685万円。

第2款水道事業費用、補正予定額143万4,000円、計5億1,201万4,000円。

第3条予算第4条本文括弧中、「不足する額2億148万4,000円は、」を「不足する額1億9,493万4,000円は、」に、「過年度分損益勘定留保資金1億9,148万

5,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1億8,493万4,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第4款資本的支出、補正予定額、減額の655万円、計4億298万5,000円。

第4条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。浄水場汚泥処理業務委託料、期間、平成23年度中、限度額2,785万9,000円。

第5条、予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正予定額227万3,000円、計9,132万9,000円。

第6条、予算第9条中「1億271万8,000円」を「1億485万5,000円」に改める。

上水道事業7,060万3,000円。平成23年2月25日提出、由布市長。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、議案第42号平成23年度由布市一般会計予算について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（**秋吉 孝治君**） 財政課長です。それでは、議案書の説明の前に、平成23年度由布市予算の概要としてまとめておりますので、事前にお配りしております平成23年度由布市予算の概要をごらんいただきたいと思っております。

それでは、1ページ目をお開きください。平成23年度の会計別の集計表でございます。22年度と23年度の当初での比較表でございます。一般会計につきましては、22年度と比べまして5億8,687万円の金額の増と、率にしまして3.8%の伸びを示しております。

1ページの下の方の繰出金の状況でございますけれども、一般会計から特別会計水道事業会計への繰出金の状況でございます。こちらにつきましても、合計でいいますと22年度当初よりも2,306万5,000円の増になっておりまして、1.8%の増になっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。一般会計の歳入を款別にまとめたものでございまして、詳しくは後ほどの予算書の中で説明をいたしますけれども、右の3ページにつきましては、一般会計の歳出について目的別、性質別に分けて22年度と比較しております。

次の4ページをお願いいたします。重点施策でございますけれども、22年度に引き続きまして5つの重点施策としまして、地産地消と観光振興、教育資質の向上、高齢化と小規模集落対策、子育て支援対策、情報発信と交流連携という5つの重点施策を振り分けしてございまして、その具体的な事業をまとめたものでございます。

事業概要等については、説明を省略させていただきますけれども、御一読をいただきたいと思っております。

なお、予算額の金額につきましては、各事業のいろいろ分かれているものもございまして、例えば人件費とか物件費とか委託料とか、そういうのをすべて合計した金額を書いておりますので、

予算書とは直接結びつかないかと思えますけども、よろしくお願ひいたします。

また、表の一番右に評価表というのを書いております。ページと書いておりますけども、これは本日行財政改革推進課がお配りしました事務事業評価表の該当ページを書いておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、続きまして7ページをお願ひいたします。5つの重点施策のそれぞれの事業の財源内訳でございまして、一番右下になりますけども、一般財源ベースで約1億円を充当しております。

次の8ページをお願ひいたします。主な事業といたしまして、重点施策を除いたその他の主な事業をまとめたものでございまして、こちらについても御一読いただきたいと思います。内容については省略させていただきます。

10ページをお願ひいたします。一般会計の工事請負費の明細でございまして、それぞれ書いておまして、一番下の道路新設改良費につきましては、11路線を工事請負費を計上いたしております。

右の11ページにつきましては、設計・測量調査・工事監視っていうことで、節で申しますと13節の委託料になりますけども、その明細でございまして。

次の12ページをお願ひいたします。これは、平成23年度の当初予算における入湯税の使途状況、いわゆる充当先でございまして。入湯税につきましては、合計が9,030万円計上いたしております。

13ページ以降につきましては、総合計画に基づく施策別主要事業一覧ということで、まちづくりの7つの基本方針に分類して事業を振り分けたものでございまして。

16ページをお願ひいたします。16ページにつきましては、昨年の11月19日に、市長より各部長あてに平成23年度の予算編成方針について通知した通知文でございまして。

19ページをお願ひいたします。19ページ以降につきましては、当初予算の要求の査定経過表ということで載せておりますけども、まず一番上のA、B、Cってずっとありますけども、Cにつきましては0次要求ということで、各課から要求のあった金額でございまして。Dにつきましては、各部の部長査定後の数値でございまして。Fにつきましては、1次査定後ということで、副市長、総務部長査定後の数値でございまして。Hにつきましては、決定額、いわゆる市長査定後の数値を計上いたしております。

これまで議会のほうからも要望がございましたけども、市のホームページでこの査定ごとの結果をアップしておまして、今回は4回ほどホームページにアップしております。

20ページにつきましては、歳入の款別に査定状況を示したものでございまして。

21ページにつきましては、歳出の性質別について査定状況を示したものでございまして。

22ページにつきましては、節別、性質別に査定状況を示したものでございます。

23ページにつきましては、各課別の査定状況を示しております。

24ページ、最後になりますけれども、この総合計画の先ほど申しました7つの基本方針によります分類についての査定状況でございます。

それでは、予算書のほうの説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第42号平成23年度由布市一般会計予算、平成23年度由布市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162億3,217万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成23年2月25日提出、由布市長。

それでは、12ページをお願いいたします。第2表継続費でございますけれども、10款教育費2項小学校費、事業名は挟間小学校整備事業でございます。事業内容といたしましては、教室の増築と耐震補強工事でございます。総額につきましては、6億855万3,000円でございます。年割額は平成23年度が2億4,345万3,000円、平成24年度が3億6,510万円ということで、2カ年事業を行う予定にしております。

次の13ページの第3表地方債でございます。まず、起債の目的の欄でございますけれども、臨時財政対策債、これは実質的な交付税でございますけれども、今回8億5,900万円ということで、22年度の決定額よりも2割のカットをしております。これにつきましては、国のほうから示しております。23年度の地方債計画によりまして、2割カットにいたしております。

あと大きな項目といたしましては、旧合併特例事業債と辺地対策事業債、昨年当市にはございませんでしたけれども過疎対策事業債を計上いたしております。

続きまして、18ページをお願いいたします。事項別明細書の説明でございますけれども、まず歳入の主なものを前年度と比較いたしまして増減の大きいものについて説明をいたします。

まず、一番上の1款の市税の市民税の個人分でございますけれども、前年度と比較いたしまして7,290万6,000円の減額になっております。これにつきましては、景気低迷による納税義

務者の減と所得の減少によりまして、昨年度よりも大きく減額になるだろうというふうに見込んでおります。

同じページが一番下でございますけれども、4項の市たばこ税でございますけれども、約800万円の減額ということを見込んでおりますけれども、これにつきましては、たばこの本数の減少ということで見込んだ金額でございます。

続きまして、次の19ページをお願いいたします。中ほどの入湯税でございますけれども、先ほども説明いたしましたけれども、現年度分といたしまして9,030万円、昨年度とほぼ同額を見込んでおります。

次の2款の地方譲与税から8款の自動車取得税交付金までにつきましては、県からの資料を参考にいたしまして算出した金額でございます。

続きまして、21ページが一番下になりますけれども、11款の地方交付税でございますけれども、普通交付税が47億5,582万円、特別交付税を2億5,000万円見込んでおりますけれども、これにつきましては国が示した係数等をうちのほうで試算を行いまして、結果といたしまして昨年度とほぼ同額ということで見込んでおります。

続きまして、24ページをお願いいたします。24ページが一番下になりますけれども、国庫支出金の民生費国庫負担金でございますまして、前年度比較で1億8,229万9,000円の増になっておりますけれども、次のページの2節の児童福祉費負担金が大きく伸びる要因になっておりまして、その中の下から2番目の子ども手当でございますけれども、4億3,384万2,000円になっておりますけれども、これは23年度から現在のところでは3歳未満には現状よりも7,000円を上積みするというので、22年度3億819万4,000円から1億2,500万円の増額になっております。

それでは、26ページをお願いいたします。上のほうになりますけれども、2項の国庫補助金の中の土木費国庫補助金につきまして、約2億2,000万円の減額になっております。これにつきましては、1節の道路改良事業費補助金の道整備交付金が3,500万円となっておりますけれども、昨年度は2億8,500万円ございまして、2億5,000万円の減というのが大きく影響いたしております。

同じ項の教育費国庫補助金につきましては、教育費補助金といたしまして、その中の安全・安心な学校づくり交付金ということで、22年度が8,100万円ほどでありましたけれども、約倍増いたしております。要因といたしましては、由布院小学校の改築、挾間小学校、谷小学校の耐震化工事に伴うものの増額でございます。

それでは、28ページをお願いいたします。28ページが一番下になりますけれども、県支出金でございます。4目の農林水産業費県補助金が約1億5,000万円減額になっておりますけど

も、これにつきましては、経営構造対策事業、いわゆるパブリカ栽培の補助金が22年度1億5,000万円余りありましたが、それが無いということで、減額になったということで、それが影響をいたしております。

次の29ページをお願いいたします。同じく県補助金でございますけれども、5目の労働費県補助金3,661万1,000円でございますけれども、これにつきましては、雇用対策に対する補助金ということで、昨年度よりも3,661万1,000円ふえております。

同じページの一番下になりますけれども、県委託金の総務費県委託金が前年比で約3,000万円減額になっておりますけれども、これにつきましては、当経費の中で国勢調査が22年度行われて、今回ないということで、それが影響をいたしております。

32ページをお願いいたします。32ページの一番上になりますけれども、19款繰入金でございまして、2節の基金繰入金でございます。今回財政調整基金を3億6,666万4,000円取り崩しております。ちなみに、22年度は1億1,300万円の取り崩しでありましたが、今回この取り崩しによりまして、昨年度よりも当初で2億5,000万円余りの取り崩しの増ということになっております。この結果、財調の残高は14億2,555万5,000円になります。

続きまして、34ページをお願いいたします。下のほうになりますけれども、22款の市債でございます。3目の土木費、昨年よりも9,770万円ふえておりますけれども、先ほども説明いたしましたけれども、昨年当初過疎債がございませんでしたけれども、今回ございますので、それが影響をいたしております。

次のページをお願いいたします。同じく市債でございますけれども、教育債のほうで前年比較で5億8,770万円ふえておりますけれども、これは先ほど申しました由布院小学校の改築、挾間小学校と谷小学校の耐震化っていうのが大きくふえたために、起債もふえております。

続きまして、36ページになりますけれども、歳出でございます。まず、1款の議会費でございますけれども、歳出につきましても、昨年と比較して増減の大きいものについて説明させていただきます。

まず、議会費につきましては、4節の共済費で今回7,388万3,000円となっておりますけれども、これにつきましては、本年の6月1日をもって廃止予定の地方議会議員年金に対する納付金の増でございまして、対前年度比で約5,900万円共済費がふえております。

続きまして、39ページをお願いいたします。2款総務費でございますけれども、2目の文書広報費、前年比で2,443万1,000円ふえておりますけれども、13節の委託料がふえた要因でございまして、40ページの一番上になりますけれども、地域情報発信業務ということで、これにつきましてはOBSラジオとFM湯布院に委託するものでございまして、緊急雇用で県のほうが補助金を全額いただいて行う事業でございますけれども、これが増額の要因になっております。そ

れに伴います県からの補助金が、39ページの文書広報費の特財の中にございますけども、県支出金が2,183万円補助されるということになっております。

続きまして、40ページをお願いいたします。同じく総務費の中の5目の財産管理費でございます。ここは契約管理課の担当分になりますけども、国庫支出金が700万円計上しておりますけども、これは特定防衛施設周辺交付金、いわゆる特防交付金でございます。これにつきましては、42ページになりますけども、18節の備品購入費の中の機械器具費でございますけども、この中にマイクロバスの購入費として800万円計上いたしております、この800万円のうち700万円を特防交付金を充当して購入予定にしております。

同じく42ページの6目の企画費でございます。ここは総合政策課の担当になりますけども、この中に重点施策でもございましたけども、田舎で暮らし隊事業、小規模集落支えあい事業、市民満足度調査委託、まちづくり情報機構事業、交流推進事業、NPO等まちづくり団体活動、YUFU交流推進事業補助金等が計上されておりますので、内容につきましては、先ほど冒頭説明いたしました由布市予算の概要のほうを見ていただいたほうがわかりやすいかと思っております。

それぞれの経費を節ごとに分類しておりますので、内容的にはちょっとわかりにくいかと思っておりますけども、そういう予算をこの目に計上いたしております。

続きまして、43ページをお願いいたします。7目の電子計算費でございますけども、これにつきましては、主なものといたしまして国庫支出金が2,921万2,000円計上いたしておりますけども、これにつきましては、地デジ対策ということで、共聴施設改修費補助金が2,921万2,000円でございます。それに伴います支出につきましては、19節の負担金補助及び交付金で共聴施設整備事業補助金ということで、3,911万2,000円計上いたしております。

それと、ちょっと戻りますけれども、43ページの一番下の備品購入費で、機械器具費で3,266万7,000円計上いたしておりますけども、これにつきましては、職員用のパソコン100台、それとサーバーの更新ということで高額ではございますけども、備品購入費で3,266万7,000円計上いたしております。

44ページの中ほどをお願いいたします。9目の地域振興費でございますけども、これは各地域振興課3課ございますけども、その経費でございまして、特定財源で県の支出金が220万円ございますけども、これは挾間地域の消防ポンプ2台購入ということで、備品購入で252万円計上いたしておりますけども、その財源といたしまして石油貯蔵交付金を220万円充当することにしております。

その目の中の13節の委託料で、庁舎周辺雑木等除去整備ということで155万4,000円計上いたしておりますけども、これにつきましては、みらい館と挾間庁舎の間にあります竹林等の除去整備でございます。

備品購入につきましては、先ほど申しました消防ポンプ2台ということで、挾間地域の分でございます。

負担金につきましては、中ほどの地域活力創造補助金ということで、昨年度同様3振興局に各200万円配分するものでございます。今回600万円計上いたしております。

続きまして、48ページをお願いいたします。48ページの中ほど、2項の徴税費の2の賦課費でございますけども、委託料が7,677万8,000円計上いたしておりますけども、今回は下から3つございます家屋台帳データベース化業務ということと、固定資産税課税台帳データベース業務、在来家屋現地調査業務ということで、この3つにつきましては、緊急雇用事業ということで全額県からの補助金を充当して行うものでございます。

続きまして、49ページをお願いいたします。一番下になりますけども、3項の戸籍住民基本台帳費ということで、委託料で2,843万1,000円計上いたしておりますけども、その中で一番下の住民基本台帳システム改修業務ということで、1,833万3,000円。これにつきましては、平成24年7月から法改正の施行が始まるということで、新年度から準備する必要があるということで、改修業務の委託を行うものでございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。中ほどになりますけども、3款の民生費でございます。1項の社会福祉費で1目の社会福祉総務費で、前年比で約3億4,000万円の減額になっておりますけども、これにつきましては、湯布院の福祉センターの建設事業が終了したということで、その影響額でございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。55ページにつきましては、高齢者福祉費になりますけども、上のほうにございます上から3番目に説明の欄にございます在宅高齢者おむつ等購入補助金420万円ということで、これは重点施策にも載せておりますけども、高齢者の方に対するおむつの補助等を行うということで、今回新規に420万円計上いたしております。

続きまして、同じページになりますけども、3目の障がい者福祉費でございます。前年比較で約7,000万円の増になっておりますけども、これにつきましては年々大きく伸びておりまして、22年度は21年度と比較して約6,200万円の増額になっておりまして、今回は約7,000万円ということで、年々大きく伸びている項目でございます。

その中で、19節の負担金補助の中で56ページの一番上になりますけども、自立支援医療費負担金ということで、これにつきましては、22年度よりも約1,000万円の増になっております。

また、中ほどになりますけども、障害福祉サービス費負担金3億9,000万円でございますけども、これにつきましても、22年度よりも約5,000万円の増になっております。

56ページの中ほどになりますけども、4目の国民健康保険事務費、前年比で約3,500万

円の増になっております。一般財源で3億3,100万円でございますけども、一般財源ベースでも22年度よりも約2,700万円の増になっております。

その目の中の28節の繰出金でございます。国民健康保険特別会計への繰り出しということで、3億5,420万6,000円で、22年度よりも3,800万円の増になっております。

次の57ページをお願いいたします。同じく民生費の中の社会福祉費でございます。6目の後期高齢者医療事務費ということで、前年比較で2,700万円の増でございます。一般財源ベースでも22年度よりも約2,300万円の増になっております。これにつきましては、大きな要因といたしまして19節の負担金補助で、療養給付費負担金4億6,676万8,000円ですけども、これも22年度よりも約3,000万円の増になっております。

同じページの7目の介護保険事務費でございますけども、これにつきましても一般財源ベースで前年度よりも約2,400万円の増でございます。大きな要因といたしましては、28節の繰出金でございますけども、22年度よりも2,700万円の増が大きな要因となっております。

続きまして、59ページをお願いいたします。児童福祉費でございますけども、児童福祉費の20節の扶助費でございます。それぞれの費目につきましては、前年度よりも伸びておりますけども、特に先ほど説明いたしました子ども手当給付金が22年度よりも1億2,500万円の増になる予定でございます。

59ページの中ほどに書いております2目の子育て支援費、昨年度までにつきましては、この費目名を児童運営費としておりましたけども、今回名称変更をいたしております。この目の59ページの一番下の工事請負費につきましては、3,150万円につきましては、ゆふいん児童クラブの新設の工事費でございます。県が3分の2、市が3分の1を助成するものでございます。

続きまして、66ページをお願いいたします。4款衛生費、保健衛生費でございます。66ページの一番下の4目の予防費、前年比8,894万、約9,000万円の増になっておりますけども、この要因につきましては、次の67ページの13委託料でございます。高齢者インフルエンザ予防接種につきましては、前年度よりも600万円の増になっております。

次の予防接種ですけれども、これは日本脳炎等の予防接種ですけれども、前年比で1,200万円の増ということと、それと、1つとばして子宮頸がん等ワクチン接種事業ということで、これにつきましては22年度の途中から始まったものでございますけども、今回これが当初予算では皆増ということになって、7,200万円の増になっております。

同じ67ページの5目の環境衛生総務費でございます。これは環境課の所管でございますけども、前年比較で7,132万円の増でございますけども、これにつきましては68ページの19節の負担金補助でございます。その中に集中処理浄化槽更新整備補助金ということで、

4,650万6,000円計上いたしておりますけれども、これにつきましては、挾間地区の公共下水道の中止に伴います代替措置としての団地の集中処理浄化槽に対する補助金でございます、今回の予算は古野郷団地を想定した予算でございます。

その下の大分市葬祭場運営管理費負担金1,482万8,000円でございますけれども、この内訳でございますけれども、葬祭場の改築に伴います増が約1,000万円となっております。

続きまして、70ページをお願いいたします。上のほうになりますけれども、同じく2項の清掃費清掃総務費で前年比較で約2,500万円の減額になっておりますけれども、これにつきましては、環境衛生組合の負担金の減が主なものでございます。

続きまして、71ページをお願いいたします。中ほどになりますけれども、同じく4款の衛生費の上水道施設費ということで、前年比較で約3,500万円の減額でございます。説明欄にございますけれども、簡易水道特別会計への繰出金が前年度よりも400万円の増になっております。

一方、上水道特別会計につきましては、22年度よりも約4,000万円の減となっております。その影響額でございます。

続きまして、73ページをお願いいたします。6款の農林水産業費の1項の農業費でございます。3目の農業振興費が前年比約1億1,200万円の減額となっておりますけれども、これにつきましては、先ほど説明いたしましたパブリカの経営構造対策費補助金の約1億5,000万円の減と、次のページに載っておりますけれども、負担金の中の一番最後になりますけれども、戸別所得補償制度推進費事業補助金1,000万円、これについては、新規で増になっております。その相殺にによって減額が約1億1,200万円となっております。

75ページの中ほどにあります4目の畜産業費でございますけれども、今回前年比で約3,500万円の減になっておりますけれども、その要因といたしましては、19の負担金補助の中で昨年度までございました久住飯田南部区域広域農業開発事業補助金、昨年度でいいますと約4,200万円がございましたけれども、今回からそれがなくなったということで、その分が減額の大きな要因でございます。

次の76ページの23節の償還金利子及び割引料でございます。1,233万3,000円でございますけれども、過年度精算県費返納金、これにつきましては、肉用牛特別導入事業基金分でございます。

農地費につきましては、19の負担金補助及び交付金で、次のページの説明欄の中の中ほどにあります県営中山間地域総合整備事業負担金、4,050万円でございますけれども、これが22年度よりも約2,600万円ふえておりまして、それが影響した額でございます。

続きまして、80ページをお願いいたします。80ページは7款の商工費でございます。中ほどの2目の商工振興費につきましては、19の負担金補助及び交付金でございますけれども、上から

2番目に地域経済活性化事業補助金1,150万円となっております。これは、重点施策でも載っておりますけれども、商工会発行のプレミアム商品券の発行に対する補助金でございます。1,150万円計上いたしております。

次の81ページをお願いいたします。観光費でございますけれども、中ほどの委託料でございます。委託料の中の説明欄の一番最後に、福岡アンテナショップ事業ということで325万円計上いたしておりますけれども、これにつきましては、九州新幹線の開通に伴いまして、JR博多駅のほうにアンテナショップを出店するというので、その経費325万円を計上いたしております。

その中の15節の工事請負費600万円につきましては、由布川峡谷の整備事業ということで計上いたしております。

あとの8款の土木費の道路橋梁費につきましては、先ほど説明いたしました予算の概要に路線等の名称を掲載しておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

それでは、86ページをお願いいたします。8款の土木費の都市計画費でございます。1目の都市計画総務費になりますけれども、13節の委託料1,306万2,000円でございますけれども、これは22年度に引き続きまして行います都市計画マスタープランの策定業務でございます。

19節の負担金補助及び交付金の中の工事負担金1,800万円でございますけれども、これにつきましては、下市の用排水路改修工事に係りますJRへの負担金でございます。

続きまして、89ページをお願いいたします。9款の消防費1項の消防費でございます。1目の常備消防費、いわゆる消防本部の経費でございますけれども、13節の委託料ということで、電波受信調査1,260万円を計上いたしておりますけれども、これにつきましては、消防無線のデジタル化に対応するための調査費でございます。

続きまして、93ページをお願いいたします。ここからは教育費になりますけれども、10款の教育費ということで、2目の事務局費になりますけれども、委託料の設計ということで2,220万円計上いたしておりますけれども、これにつきましては、湯布院中学校の耐震化補強工事の設計費ということで、今回2,220万円計上いたしております。

次の94ページをお願いいたします。中ほどの11節の需用費で消耗品で1,813万1,000円と高額でございますけれども、これにつきましては、4年に1回行われます小学校の教科書改訂によります指導書等の購入費ということで、消耗品で1,813万1,000円計上いたしております。

続きまして、95ページをお願いいたします。同じく教育費の2項の小学校費でございますけれども、1目の学校総務費ということで、新規に2目の学校管理費と分けて今回新たに目を新設いたしました。金額的には昨年度とほぼ同額となっております。

次の97ページをお願いいたします。一番上になりますけれども、小学校費の中の4目の学校建

設費ということで、前年比較で6億7,687万2,000円の増でございますけれども、これにつきましては、先ほど説明をいたしておりますように、由布院小学校の改築、挾間小学校の整備、谷小学校の耐震化ということで工事請負費までについては、その経費でございます、18節の備品購入費の2,966万円につきましては、由布院小学校用の備品ということで計上いたしております。

次の3項の中学校費でございます。学校総務費ということで、小学校費と同じように目を新たに新設をいたしております。予算的には、ほとんど同額でございます。

次は、102ページをお願いいたします。102ページの6項の社会教育費ということで、社会教育総務費が前年比で約3,600万円の減額になっておりますけれども、22年度で組織改正を行いましたので、職員給の移動等がありましたので、それに伴うものでございます。

次に、108ページをお願いいたします。同じく10款の教育費の中の7項の保健体育費ということで、1目の保健体育総務費、前年比で4,075万6,000円の増額になっておりますけれども、これにつきましても、組織再編に伴う経費の移動でございます。

次に、112ページをお願いいたします。中ほどの12款の公債費の1項の公債費1目の元金でございますけれども、その中の特定財源のその他の項目がございます。使用料、手数料ということで、5,999万4,000円充当いたしておりますけれども、これにつきましては公営住宅の使用料を充当いたしております。

また、諸収入の1,531万円につきましては、ふるさと融資への市に対する返還金でございます。

続きまして、113ページをお願いいたします。一番最後になりますけれども、14款の予備費ということで、22年度と同額でございますけれども、1,500万円を計上いたしております。

以上で、一般会計の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（**渕野けさ子**） ここで暫時休憩いたします。再開は15時20分といたします。

午後3時07分休憩

.....

午後3時20分再開

○議長（**渕野けさ子**） 再開いたします。

次に、議案第43号平成23年度由布市国民健康保険特別会計予算から議案第46号平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計予算まで、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（**河野 隆義**） 議案第43号から46号までの議案書の朗読と御説明をさせていただきます。

議案第43号平成23年度由布市国民健康保険特別会計予算、平成23年度由布市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億5,307万1,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成23年2月25日提出、由布市長。

7ページ、8ページの事項別明細書に基づき、主なもののみ説明させていただきます。

国民健康保険税の仕組みを少し説明させていただきますが、国民健康保険事業の歳出予算科目は、事務経費に当たる総務費と保険給付費並びに後期高齢者医療制度への拠出金、介護保険制度への納付金及び特定健康診査などを実施するための保険事業費で構成をされております。

歳入は、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、県支出金、一般会計並びに基金からの繰入金でございまして、国庫支出金については、負担割合がそれぞれ定められております。国庫支出金の療養給付費等負担金では、歳出予算科目である保険給付費の一般被保険者に係る療養給付費、療養費、高額療養費、後期高齢者支援金、介護納付金などの合算額に国庫負担分34%を乗じて算出し、財政調整交付金については、国庫分9%、県費分7%を乗じて算出した額を、それぞれの歳入見込み額として計上いたしております。

なお、9ページの1款にございますけれども、本年度の国民健康保険税の収入見込みでございまして、これは税率の改定を見込んだ予算額になってございまして、5億7,426万4,000円を予定をいたしております。前年度同時期の比較をいたしますと、3,417万円、これは一般被保険者国民健康保険税でございまして、減額になっております。

この減額に対する一般繰入金というふうに理解をしていただければ結構ですが、13ページに繰入金がございます。1項他会計繰入金4節その他一般会計繰入金でございまして、この金額は本年度が1億8,104万4,000円で、同時期の前年対比で4,489万9,000円増額になっております。これは、昨今の社会経済情勢、そのために被保険者の所得の伸びが十分に見込めないという理由が、一般会計からの繰出金の増額につながっていると言えらると思っております。

8ページからの歳出でございまして、保険給付費28億2,032万3,000円、後期高齢者支援金4億1,933万3,000円、介護納付金1億8,595万5,000円、共同事業拠

出金5億2,160万円、保険事業費6,123万6,000円が主なものになっております。

16ページからの2款保険給付費は、一般被保険者分と退職被保険者分に区分され、療養に伴う給付費で言えば、一般分が26億3,586万5,000円、退職分が1億5,958万2,000円となっております。

21ページの共同事業拠出金は、30万円を超える医療費の実績と被保険者数に応じて、国保連合会が拠出金額を算定するものでございます。この拠出金は、各市町村が共同で出資をするもので、歳入予算科目の共同事業交付金の財源となっております。

43号につきましては、以上でございます。

議案第44号平成23年度由布市老人保健特別会計予算、平成23年度由布市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22万8,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は300万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成23年2月25日提出、由布市長。

内容を御説明させていただきます。当該会計は、改正前の老人保健法の規定に基づき、運営を平成22年度で終了することになっておりましたけども、平成22年度決算においても、医療費等の精算事務が発生する可能性があるために、平成23年度を最終年度として、22年度のこれまでの実績のおおむね1カ月分相当額のみを計上いたしております。

44号につきましては、以上でございます。

議案第45号平成23年度由布市介護保険特別会計予算、平成23年度由布市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億6,975万2,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第6項ただし書きの規定により歳出予算の各

項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成23年2月25日提出、由布市長。

内容を御説明させていただきます。6ページ、7ページの事項別明細書に基づき主なもののみ説明させていただきます。これも、少し制度というか、仕組みのことを御説明させていただきますが、介護保険事業の歳出予算科目は、事務経費に当たる総務費と保険給付費並びに地域支援事業を実施するための事業費で構成をされております。

歳入は保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計からの繰入金でございます。制度に基づき負担割合がそれぞれ定められております。

負担率は、国庫支出金では施設分15%、その他分20%、調整交付金が8.32%、支払基金交付金は施設分17.5%、その他分12.5%、一般会計繰入金12.5%となっております。

この負担率を歳出の保険給付費33億3,810万円に乗じて算出した額を、それぞれの歳入見込み額として計上いたしております。

7ページの歳出につきましては、第4期介護保険事業計画に基づいた計画値として、保険給付費33億3,810万円、要支援、要介護状態になることを予防するための地域支援事業6,894万円、総務費6,147万9,000円が主なものでございます。

13ページからの総務費には、認定調査嘱託職員の6名分の賃金1,620万円、介護認定時に要する主治医意見書作成料1,197万円の外、本年度に第5期介護保険事業計画を策定する予定にしております。策定委員26名分の報酬59万3,000円、計画策定業務委託料252万円が含まれております。

15ページからの保険給付費は、6種類の介護サービスからなっております。サービスの種類ごとに施設分とその他分があり、施設分が12億1,156万5,000円、その他分が21億2,653万5,000円となっております。

45号につきましては、以上でございます。

議案第46号平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計予算、平成23年度由布市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,298万4,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各

項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成23年2月25日提出、由布市長。

内容を御説明させていただきます。3ページ、4ページの事項別明細書に基づいて説明させていただきます。

歳入は、3款一般会計からの繰入金1億2,517万2,000円を含め、3億5,298万4,000円を見込んでおります。

1款後期高齢者医療保険料2億5,637万7,000円は、広域連合の精算に基づき、被保険者5,846人に対する保険料を計上いたしております。

4ページの歳出については、2款の大分県後期高齢者医療広域連合への納付金3億7,863万2,000円が主なものでございます。

そのほかは事務的な経費であり、前年度とおおむね同額を計上いたしておりますが、3款諸支出金は、22年度実績に基づき増額をいたしております。

以上でございます。

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、議案第47号平成23年度由布市簡易水道事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（**佐藤 省一君**） 産業建設部長です。議案第47号につきまして説明いたします。平成23年度由布市簡易水道事業特別会計予算、平成23年度由布市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,757万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。平成23年2月25日提出、由布市長。

6ページをお願いいたします。歳入より説明をいたします。1款分担金及び負担金1項の分担金210万円で、新規加入者の減少により、前年対比20%の減となっております。

2款使用料及び手数料1項の使用料でございますが、1億3,170万9,000円で、22年度調定見込みにより2.2%の増となっております。

7ページをお願いいたします。4款繰入金1項一般会計繰入金は、6,857万3,000円で、

23年度から始まります簡易水道統合計画に係る事業費を一般会計から繰り入れしてもらうものです。

4款2項の基金繰入金2,000万円は、簡易水道統合計画等に係る事業費の増額に伴い、基金を取り壊すものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出の説明をいたします。1款水道費1項1目総務管理費で1億764万7,000円計上しております。前年対比で4,034万3,000円の増額になっております。増額の理由につきましては、本年度より事業実施をいたします簡易水道統合計画に伴う予算を13節の委託料で許認可申請書作成業務1,832万3,000円、9ページの固定資産評価業務1,522万5,000円等を計上しております。

その他、主な内容といたしましては、職員4人分の人件費、庄内町、湯布院町の10カ所の簡易水道の必要経費でございます。

次に、2目の維持管理費で1,905万4,000円計上しております。前年対比80万4,000円の減額となっておりますが、11節需用費を抑えまして、13節の委託料の砂上げ業務の回数をふやしております。

2款の公債費1項公債費は25本の起債借り入れの元金、利息の償還金でございます。

それから、11ページから18ページまでは、職員4名分の給与明細書を添付しております。

19ページをお願いいたします。簡易水道事業債で23年度元利償還見込みでありまして、23年度末現在高見込み額が7億4,693万9,000円となります。

以上でございます。

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、議案第48号平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（**溝口 博則君**） 環境商工観光部長です。議案48号について御説明いたします。

議案第48号平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計予算、平成23年度由布市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,887万9,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成23年2月25日提出、由布市長。

4ページをお願いします。4ページの第2表地方債でございます。起債の目的、借換債で2,000万円を予定しております。これは昨年12月の補正でも22年度実施いたしましたけれども、繰上償還、高利率を低利に借り換える繰上償還が認められるようになりまして、昨年3件実施いたしましたけれども、本年度1件が対象になるということで、平成元年三船の農集によりました分の繰上償還を予定しております。

7ページをお願いします。事項別明細で対前年で主なところのみ御説明いたします。

一番下、4款繰入金、一般会計の繰入金でございます。対前年に対しまして1,118万8,000円ほど減額になっておりますが、これは昨年主要機器の大規模な補修を実施いたしましたことで完了したこと、借り換えによりまして償還等の減額が主なことになっております。

次のページをお願いいたします。7款の市債でございます。先ほど御説明しましたように、借換債2,000万円をしまして繰上償還を行うようにしております。

次のページの歳出ですけれども、1目の一般管理費につきましては、職員1名分の人件費と通常の事務費を計上いたしております。対前年比で89万4,000円と増額になっておりますが、これは人事異動によります人件費の増によるものです。

それから、2目の維持管理事業費ですけれども、三船、来鉢、東長宝3つの施設の経常的経費の管理費を計上いたしております。対前年で734万7,000円の減額となっておりますが、先ほど申しました主要機器の補修が完了いたしまして、今年度大きな補修等が予定されておりませんので、減額となっております。

次の10ページをお願いいたします。2款の公債費ですけれども、1目の元金、今年度繰上償還を行うために、約1,859万5,000円の対前年増となっております。

2目の利子につきましては、繰上償還を行いました関係で、利子につきましては減額ということになっております。

一番最後、19ページに借り換えによります。現在高の見込み調書をつけておりますので、ごらんください。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、議案第49号平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（**河野 隆義君**） 議案第49号平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計

予算、平成23年度由布市の健康温泉館事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,616万3,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,400万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成23年2月25日提出、由布市長。

内容を御説明させていただきます。5ページ並びに6ページをお願いします。5ページの歳入でございますが、一般会計からの繰入金1億1,536万1,000円を含め、1億3,616万3,000円を見込んでおります。使用料につきましては、前年対比でマイナスの3.4%減額になっております。そのほかは、おおむね前年と同様になっております。

なお、23年度は歳入の款項目を見直してありまして、従来健康温泉館収入として扱っていたものを、それは次の6ページでございますが、温泉館収入として扱ってたんですが、23年度からは使用料として処理をしておりますので、5ページの使用料の前年度予算額がゼロになっております。

7ページ並びに8ページをお願いします。歳出の1款健康温泉館費6,963万円につきましては、人件費並びにランニングコストを計上いたしております。一般管理費の前年度対比が減額になっているのは、職員体制の変更が主要因になっております。これは、昨年当初では市の職員を1名配置する予定で予算計上いたしておりましたけども、現実には嘱託職員対応となっておりますので、その分が減額になっております。23年度につきましては、臨時職員、嘱託職員合わせて12名で対応する予定にしております。

施設管理費の増額につきましては、屋根の防水工事を現在もしておりますけれども、23年度も残りの分を予定しておりまして、この工事請負費の増額が主な要因となっております。

次の2款公債費6,603万3,000円は、起債に対する償還金及び利子を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（刈野けさ子君） 次に、議案第50号平成23年度由布市公共下水道事業特別会計予算及び議案第51号平成23年度由布市水道事業会計予算について、続けて詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（佐藤 省一君） 産業建設部長です。それでは、議案第50号から説明させていただきます。

平成23年度由布市公共下水道事業特別会計予算、平成23年度由布市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,068万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は100万円と定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

5ページをお願いいたします。それでは、歳入から説明させていただきます。歳入合計としては、1,068万3,000円で、主なものといたしましては、2款の繰入金1項1目一般会計繰入金で、1,062万6,000円となっております。

6ページをお願いいたします。歳出の明細でございますが、主なものといたしましては、総務管理費といたしまして処理場用地草刈り委託料で36万5,000円、公債費といたしまして1,031万7,000円。これは、下水道事業の事業債の元金、利子の償還金でございます。

7ページをお願いいたします。下水道事業債で当該年度償還見込み額743万円で、当該年度末の現在高見込額が1億4,374万3,000円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第51号平成23年度由布市水道事業会計予算、第1条、平成23年度由布市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。1、給水戸数8,700戸。2、年間総給水量317万4,000立米。3、一日平均給水量8,695立米。4、主要な建設改良事業、配水管等新設・改良工事1,772万8,000円。施設新設・更新工事1億2,635万9,000円となっております。

9ページをお願いいたします。収益的収入の説明をいたします。

1款水道事業収益1目の給水収益では、自己水源利用による料金収入の減に伴い、前年対比2.7%の減となっております。4億3,752万円です。

3目その他営業収益、一般加入負担金は58件、1,894万1,000円を予定しております。

10ページをお願いいたします。2項営業外収益2目他会計補助金では、前年対比43.5%の増であります。水道事業会計運転資金、企業会計システムリース料に伴う一般会計補助金の増が主なものでございます。

12ページをお願いいたします。収益的支出の説明をいたします。2款水道事業費用1項1目原水及び浄水費につきましては、水道原水を取水してから、浄水場で配水としてできるまでの処

理を行う費用で、1億3,212万9,000円を計上いたしております。前年対比4.7%の減となっております。

主な内容といたしましては、挾間浄水場の委託職員3名分の賃金、14節委託料5,788万7,000円、19節動力費2,778万8,000円につきましては、主に挾間浄水場取水場関係の費用となっております。

続きまして、2目の配水及び給水費ですが、浄水場より各配水池を通して各家庭に給水するまでに要する費用で、4,709万9,000円を計上いたしております。前年対比5.2%の増となっております。4節の賃金は、湯布院地域での嘱託職員1名分でございます。

14ページをお願いします。14節委託料では、6名の水道検針員の委託料、17節修繕料は、主に緊急時の修繕料となっております。25節保険料で、検針員の水道賠償責任保険12万6,000円を新規に計上いたしております。

15ページをお願いいたします。28節の請負工事費につきましては、挾間934カ所、湯布院566カ所の量水器8年更新による取りかえでございます。

続きまして、4目総係費でございますが、水道事業義務的経費で8,828万9,000円で、前年対比5.6%の増となっております。ここでは、水道課職員7名分の人件費と嘱託職員2名分の賃金を組んでおります。

16ページをお願いいたします。14節の委託料、それから次の17ページの16節賃借料では、今度新たに水道料金体系の切りかえによりまして、新会計、新料金システムの費用が計上いたしております。

18ページをお願いいたします。5目の減価償却費1億4,295万5,000円につきましては、本年度固定資産の減価償却額でありまして、現金の支出を伴わないものです。損益勘定留保資金として取り扱いとなります。

19ページをお願いいたします。2項の営業外費用で1目支払い利子及び企業債取り扱い諸費につきましては、22年度借入分が1本ふえ、12本の起債借り入れの利息となっております。

21ページをお願いいたします。次に、資本的収入の説明をいたします。3款資本的収入1項1目企業債ですが、建設改良に伴う企業債9,720万円で、並柳配水池増設によるものでございます。

3項1目消火栓建設委託料50万円は、一般会計よりの繰入金で消火栓1基分を予定しております。

22ページをお願いいたします。5項1目一般会計補助金につきましては、2節の上水道事業費補助金が今年度ありませんので、本年度予算が大きく減っております。

23ページをお願いいたします。次に、資本的支出でございますが、4款資本的支出1項1目

上水道施設費は、1億8,783万1,000円で、前年対比25%の減となっております。ここでは、職員3名分の人件費、14節の委託料につきましては、並柳配水池実施設計が主なものでございます。

24ページをお願いいたします。28節請負工事費は1億4,408万7,000円で、新設2件、移設1件、更新4件となっております。新設では、並柳配水池増設工事1億800万円を計上いたしております。

2項1目企業債償還金は、11本の企業債償還元金1億4,384万8,000円でございます。

25ページ、上水道事業債の調査で、当該年度中起債見込み額9,720万円、当該年度中、元金償還額1億4,384万8,000円で、当該年度額現在高見込み額は、23億544万5,000円となります。

次の26ページから30ページは、職員10名分の給与明細でございます。

それから、31ページは平成23年度水道事業会計の資金計画を添付しております。

32ページから34ページにつきましては、22年度決算見込みによる予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付しております。

35ページから37ページにつきましては、23年度予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付しております。

1ページにお戻りください。第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。第1款水道事業収益及び2ページの第2款水道事業費用につきましては、それぞれ4億9,967万2,000円となっております。

2ページをお願いします。第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額2億2,151万9,000円は、建設改良積立金3,000万円、減債積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億8,151万9,000円で補てんするものとする。

第3款資本的収入1億1,793万4,000円、第4款資本的支出3億3,945万3,000円。

第5条継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。事業名、並柳配水池増設工事、総額1億3,000万円。年度、平成23年度につきましては、年割額1億800万円、平成24年度2,200万円。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。限度額9,720万円、第7条一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一の款内でのこれらの経費の各項の款の

流用。

第9条、次に掲げる経費につきましては、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費9,308万5,000円、公債費5万円。

第10条上水道事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は6,288万3,000円である。上水道事業費2,863万1,000円、谷簡易水道事業3,425万2,000円。

たな卸資産購入限度額、第11条、たな卸資産の購入限度額は1,000万円と定める。平成23年2月25日提出、由布市長。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。詳細説明がすべて終了いたしましたので、28日予定の本会議については、考案日といたします。

なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りについては、本日詳細説明がすべて終了したことから、1日早くなって2月28日の正午までとなりますので、よろしく願いいたします。

次回の本会議は、3月2日、午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。大変に御苦労さまでした。

午後4時03分散会
